

第1回 総合計画フォローアップ会議

と き：平成21年8月19日(水) 午後2時から

場 所：市役所5階 介護認定審査会室

次 第

1. はじめに
2. 委員紹介
3. 座長選出
4. フォローアップ会議の進め方
5. 資料等説明
 - ・ 第4次総合計画の構成 と 策定過程
及び 計画の基本的な考え方について
 - ・ 本市の人口や財政状況などの現状について
6. その他

富田林市総合計画フォローアップ会議設置要綱

(設置)

第1条 第4次富田林市総合計画（以下「総合計画」という。）の実施状況を確認するため、富田林市総合計画フォローアップ会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、総合計画基本計画について、その実施状況を調査・確認・評価し、その結果を市長に提出することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、総合計画の策定に携わった富田林市総合計画審議会規則（昭和43年規則第10号）第3条第2項第2号の委員及び同項第3号の委員のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する協議結果を市長に提出するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長)

第4条 会議に座長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室政策推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則 この要綱は、公布の日から施行する。

会議の公開に関する指針

1. 目的

この指針は、審議会や協議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱で定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために市長その他の執行機関に設置された審議会や協議会等（以下「審議会等」という。）とする。

3. 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 会議において富田林市情報公開条例（平成11年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に該当する情報について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

4. 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、公開基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

5. 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等の長は、報道機関の取材活動に配慮するものとする。

6. 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、おおむね会議の開催日の1週間前までに、市庁舎への掲示等の方法により行うものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じた場合はこの限りではない。
- (2) 会議開催の公表事項は、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

7. 情報提供

公開された審議会等は会議録又は会議の結果について、会議の資料と併せて情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供すること等により公表に努めるものとする。

8. その他

市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容等について一般に知らせるよう努めなければならない。

9. 適用期日

この指針は平成16年4月1日から施行し、同日以降に開催される審議会等について適用する。ただし、施行日前において、審議会等が開催されたことがなく公開・非公開の決定を行っていない場合は、施行日以降に行われる初回の審議会等は原則非公開とし、公開・非公開の決定を行うものとする。新たに設置された審議会等についても同様とする。

人口推移一覧表

		16年3月末	17年3月末	18年3月末	19年3月末	20年3月末	21年3月末
人口	人	125,674	124,902	123,971	123,391	122,500	121,497
(前年度との比較)			▲ 772	▲ 931	▲ 580	▲ 891	▲ 1,003
うち 自然増(出生－死亡)	人		174	114	10	▲ 33	▲ 117
うち 社会増(転入－転出)	人		▲ 945	▲ 1,045	▲ 590	▲ 858	▲ 897
世帯数	件	47,738	47,950	48,618	49,080	49,496	49,727
世帯あたり人口	人	2.63	2.60	2.55	2.51	2.47	2.44
高齢化率(65歳以上)(構成比)	人(%)	20,513(16.32)	21,317(17.07)	22,275(17.97)	23,339(18.9)	24,269(19.8)	25,273(20.8)
14歳以下人口(構成比)	人(%)	20,071(15.97)	19,567(15.67)	19,004(15.33)	18,434(14.94)	17,740(14.5)	17,102(14.1)

(参考)

		H17	H22	H27
将来人口推計(総計推定期間)	(上位推計)	125,884	125,951	124,801
	(下位推計)	125,455	123,412	120,024

財政状況

項目名	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常収支比率	%	94.80	94.50	95.00	98.90	98.70
公債費比率	%	8.80	8.60	8.70	9.00	9.40
財政力指数	%	0.699	0.703	0.71	0.712	0.715
市税収入	千円	13,650,669	13,685,069	13,691,123	14,691,938	14,507,050
基金(積立金)現在高	千円	10,507,204	9,830,474	9,361,784	8,417,588	8,669,698
歳入総額	千円	33,991,534	34,229,849	33,560,887	34,498,826	35,725,548
歳出総額	千円	33,575,184	33,634,320	33,084,784	33,999,278	33,521,444

※財政力指数 = 財政基盤の強さを表す指標、標準的な行政活動を行うために必要な財源を地方自治体が自力でどれだけ準備できるかを示したもの

※経常収支比率 = 財政構造の弾力性を示す指標。市税、地方交付税、地方譲与税などの経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費にどれだけ充てられているかを見るもの。

※公債費比率 = 財政負担の重さを示す指標。市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどれだけの割合で市債の元利償還金に充てられているかを見るもの

※基金現在高 = 決算書に記載された基金の合計額

※歳入・歳出総額 = 決算統計に基づく普通会計ベース

一般会計+介護老人保健施設特別会計(一般会計中の介護サービス事業費を除く)

※18年度－19年度 経常収支比率の差の理由

- ・H19年度末の退職者増による、退職金の増加に伴う経常経費の増
- ・H19年度より、下水道会計増金の割振りの変更に伴う経常経費の増

満足度ベスト5

【第1回 総合計画フォローアップ会議 資料】
市民アンケート調査結果ランキング

	17年度	18年度	19年度	20年度
1	まちづくり に関すること (道路整備、公園緑化対策、住宅対策、都市整備など)	まちづくり に関すること (道路整備、公園緑化対策、住宅対策、都市整備など) ----- 保健・医療 に関すること (住民検診、病院、休日急病診療所など)	上下水道・ごみ・し尿など 生活基盤 の充実度	上下水道・ごみ・し尿など 生活基盤 の充実度
2	保健・医療 に関すること (住民検診、病院、休日急病診療所など)		公園や緑地 などの環境づくり	町並み・歴史 などの美しさ
3	市民生活 に関すること (消費者問題、ごみ・し尿対策など)	市民生活 に関すること (消費者問題、ごみ・し尿対策など)	町並み・歴史 などの美しさ	公園や緑地 などの環境づくり
4	福祉 に関すること (児童、高齢者、障害者対策など)	交通安全 に関すること (信号機、カーブミラーなど)	公共交通 手段の便利さ	保健医療 などの充実度
5	交通安全 に関すること (信号機、カーブミラーなど)	上下水道 に関すること (公共下水道、水資源など) ----- 環境対策 に関すること (公害、放置自転車、害虫駆除など)	道路などの 交通網 の整備	公共交通 手段の便利さ

※17・18年度と、19・20年度では、設問内容・質問方法に違いがあります。

重要度ベスト5

【第1回 総合計画フォローアップ会議 資料】
市民アンケート調査結果ランキング

	17年度	18年度	19年度	20年度
1	福祉 に関すること (児童、高齢者、障害者対策など)	福祉 に関すること (児童、高齢者、障害者対策など)	防犯・防災・消防等 危機的管理 の 安心度	防犯・防災・消防等 危機的管理 の 安心度
2	保健・医療 に関すること (住民検診、病院、休日急病診療所など)	まちづくり に関すること (道路整備、公園緑化対策、住宅対策、 都市整備など)	保健医療 などの充実度	交通安全 対策による安心度
3	防災 に関すること (非常事態対策、地震、水害など)	保健・医療 に関すること (住民検診、病院、休日急病診療所など)	交通安全 対策による安心度	保健医療 などの充実度
4	まちづくり に関すること (道路整備、公園緑化対策、住宅対策、 都市整備など)	防災 に関すること (非常事態対策、地震、水害など)	高齢者・障害者 などにとっての 暮らしやすさ	高齢者・障害者 などにとっての 暮らしやすさ
5	環境対策 に関すること (公害、放置自転車、害虫駆除など)	環境対策 に関すること (公害、放置自転車、害虫駆除など)	上下水道・ごみ・し尿など 生活基盤 の充実度	上下水道・ごみ・し尿など 生活基盤 の充実度

※17・18年度と、19・20年度では、設問内容・質問方法に違いがあります。

平成17・18年度 市民アンケート結果

		17年度(%)	18年度(%)
まちづくりに関すること(道路整備、公園緑化対策、住宅対策、都市整備など)	満足度	16.0	12.5
	重要度	11.9	13.4
交通安全に関すること(信号機、カーブミラーなど)	満足度	8.3	9.1
	重要度	6.3	7.8
上下水道に関すること(公共下水道、水資源など)	満足度	7.5	8.2
	重要度	4.2	4.2
防災に関すること(非常事態対策、地震、水害など)	満足度	1.6	3.7
	重要度	12.8	11.2
環境対策に関すること(公害、放置自転車、害虫駆除など)	満足度	7.0	8.2
	重要度	6.9	8.3
市民生活に関すること(消費者問題、ごみ・し尿対策など)	満足度	10.5	9.7
	重要度	5.7	6.1
産業の振興に関すること(農工商の振興、育成、融資など)	満足度	0.6	0.5
	重要度	2.4	2.1
福祉に関すること(児童、高齢者、障害者対策など)	満足度	9.5	7.0
	重要度	21.0	18.3
保健・医療に関すること(住民検診、病院、休日急病診療所など)	満足度	13.6	12.5
	重要度	13.7	12.1
人権に関すること(人権、平和、男女共同参画など)	満足度	1.3	1.5
	重要度	1.1	1.0
市民公益活動に関すること(ボランティア活動、団体育成など)	満足度	2.7	2.9
	重要度	1.8	2.5
情報化施策に関すること(インターネットなど情報提供)	満足度	5.4	4.6
	重要度	1.6	1.5
教育施設に関すること(学校、文化、スポーツ施設の充実など)	満足度	3.7	3.6
	重要度	5.5	6.9
生涯学習に関すること(文化財、青少年対策、文化活動の振興など)	満足度	3.6	4.8
	重要度	3.6	4.0

※ 満足度＝上記14項目のうち、最近よくなったと思う施策を2つまで選んでください、という設問で選ばれた割合

※ 重要度＝上記14項目のうち、市に期待する施策を2つまで選んでください、という設問で選ばれた割合

平成19・20年度 市民アンケート結果

		19年度(%)	20年度(%)
防犯・防災・消防等危機的管理の安心度	満足度	11.7	12.6
	重要度	93.1	92.6
交通安全対策による安心度	満足度	9.2	9.3
	重要度	90.6	91.5
高齢者・障害者などにとっての暮らしやすさ	満足度	9.7	9.7
	重要度	88.0	87.9
児童福祉や子育てのしやすさ	満足度	11.8	10.7
	重要度	78.2	79.1
保健医療などの充実度	満足度	13.9	16.9
	重要度	91.7	89.9
道路などの交通網の整備	満足度	14.8	15.4
	重要度	80.2	74.9
公共交通手段の便利さ	満足度	16.0	16.1
	重要度	76.5	77.3
公園や緑地などの環境づくり	満足度	29.9	27.9
	重要度	76.5	71.8
環境問題の取組や自然保護など環境への配慮	満足度	14.2	14.0
	重要度	79.4	74.9
町並み・歴史などの美しさ	満足度	25.7	29.0
	重要度	67.4	63.6
上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度	満足度	32.0	32.5
	重要度	87.5	84.9
「まちづくり」の方向性	満足度	9.0	9.7
	重要度	62.6	58.8
情報提供の充実度	満足度	8.9	9.5
	重要度	67.5	66.9
観光地などのにぎわい	満足度	3.0	4.2
	重要度	33.4	34.4
産業(農・商・工業)振興への取組み方	満足度	3.2	3.1
	重要度	51.1	50.8
文化・芸術活動の振興	満足度	7.9	7.8
	重要度	49.7	47.0
スポーツ施設や教育施設の充実度	満足度	12.2	10.9
	重要度	67.9	61.4
生涯学習の環境	満足度	7.5	7.1
	重要度	60.5	58.7
学校や幼稚園の教育環境	満足度	14.5	13.8
	重要度	78.5	76.0
人権尊重と平和意識の高揚	満足度	8.0	6.0
	重要度	64.5	62.2
市民公益活動などの充実度	満足度	6.7	5.9
	重要度	54.2	51.0

※ 満足度＝「とても満足・やや満足・普通・やや不満・とても不満・わからない」のうち
「とても満足・やや満足」が選ばれた割合

※ 重要度＝「とても重要・やや重要・あまり重要ではない・重要ではない・わからない」のうち
「とても重要・やや重要」が選ばれた割合

パブリックコメントの実績

平成 19 年度～平成 21 年度 8 月現在下記のとおり 12 案件でパブリックコメントにて市民から意見を募集しました。

No	案件	時期	意見の有無	担当課
1	富田林市水道事業・基本構想	平成 19 年 2 月	無	水道工務課
2	市街化調整区域における地区計画のガイドライン	平成 19 年 10 月	有(14 件)	まちづくり推進課
3	第3次富田林市障がい者計画	平成 20 年 1 月	有(4 件)	障害福祉課
4	富田林市水道事業・整備計画	平成 20 年 2 月	無	水道工務課
5	富田林市水道事業・経営改革実施プラン	平成 20 年 2 月	無	水道工務課
6	富田林市耐震改修促進計画	平成 20 年 2 月	無	まちづくり推進課
7	富田林市多文化共生推進指針	平成 20 年 12 月	有(2 件)	市民協働課
8	富田林市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画	平成 21 年 1 月	有(2 件)	高齢介護課
9	第2期富田林市障がい福祉計画	平成 21 年 1 月	有(3 件)	障害福祉課
10	富田林市人権行政推進基本計画	平成 21 年 1 月	無	人権政策課
11	新型インフルエンザ対策行動計画(素案)	平成 21 年 4 月	無	健康づくり推進課
12	新富田林市生活排水対策基本計画(素案)	平成 21 年 6 月	現在集計中	下水道管理課

第4次富田林市総合計画

第1期実施計画

平成19年度～21年度

大阪府富田林市

将 来 像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

まちづくりの理念

(1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林

- ・ 市民をはじめ、全ての人と組織が、ともに手を携え、私達だけでなく子や孫の世代もが生まれてよかった、住み続けていたいと感じることのできる魅力あるまちづくりを進めます
- ・ 市民がまちづくりの主役として、積極的に参画・協働・連携できる環境づくりを進めます。

(2) 暮らしやすさを実感

- ・ 全ての市民が互いを尊重しながら、どんな立場であっても、住みやすく、いきいきと暮らすことのできる生活の場づくりを進めます。
- ・ 市民の多様なライフスタイルやニーズに見合ったまちづくりを展開することにより、満足度の高いまちづくりを進めます。

(3) 互いに連携し支えあう地域

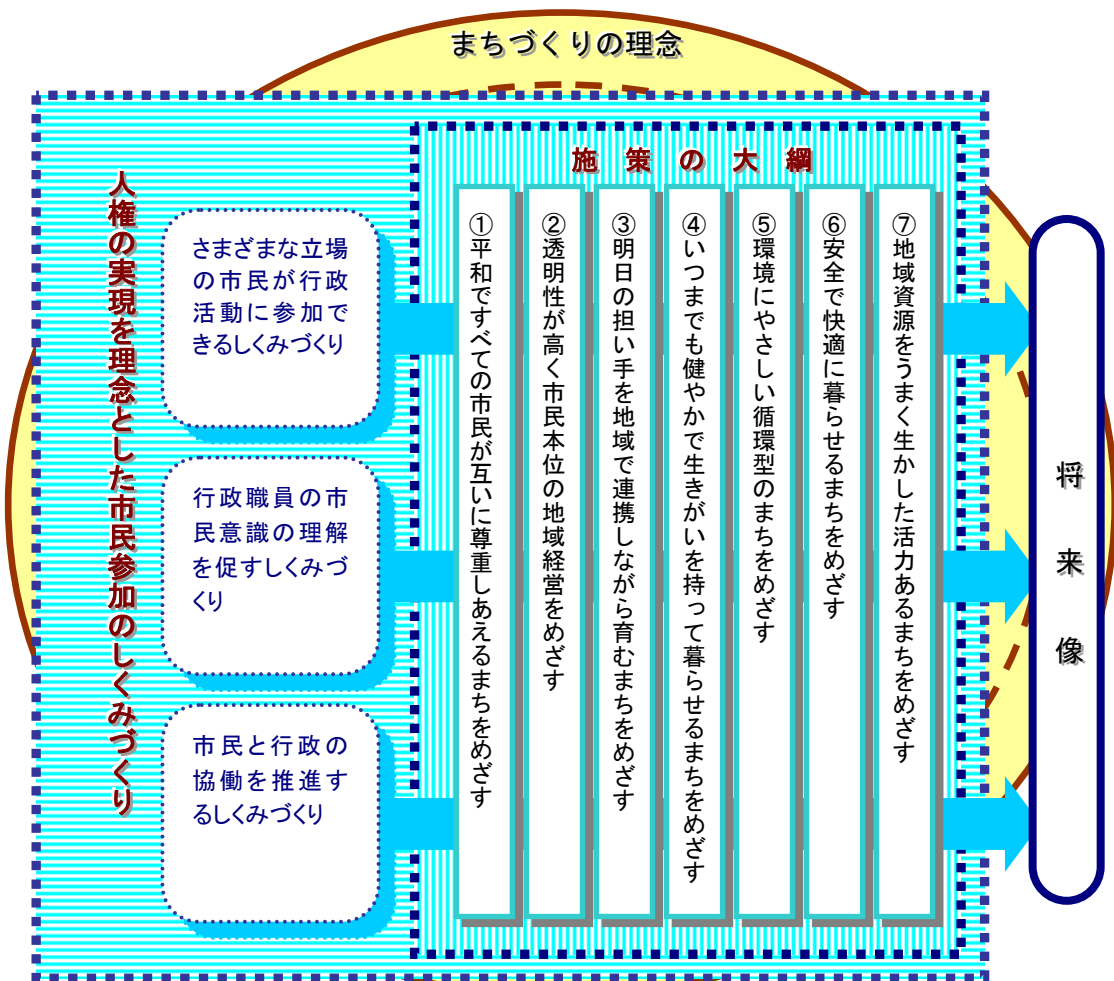
- ・ 市民の日常生活の場である地域や組織において、人と人とのつながりや結びつきを大切にしながら、互いのつながりを深められる関係づくりを進めます。
- ・ 地域が抱えるさまざまな問題や課題を解決できるような、信頼感ある地域社会づくりを進めます。

(4) 身近な資源への愛着と活用

- ・ 富田林の歴史や文化、伝統、自然環境のほか、市民の持つ知識や技術、経験等、有形・無形の地域資源に着目し、それらを互いに結びつけ、活用しながら、後世に誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

(5) 全地球的な視点と積極的な行動

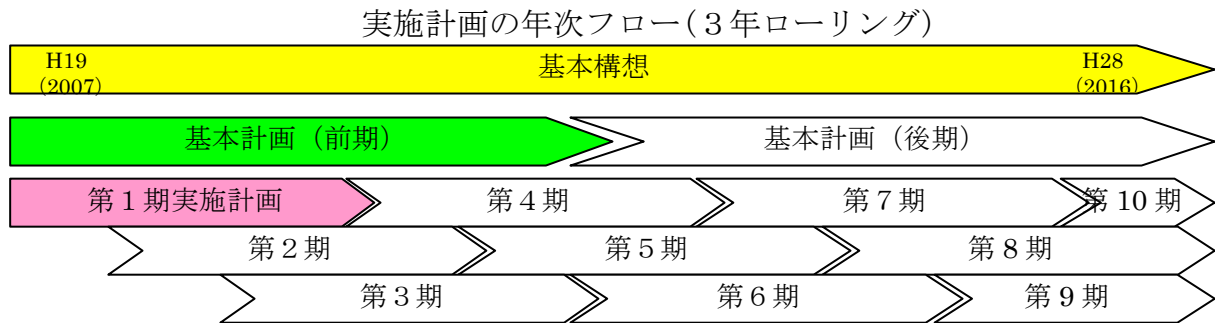
- ・ 地球市民の一員として世界的な幅広い視点を持ち、地球環境の保全や平和の実現に貢献できる社会づくりを進めます。
- ・ 社会・経済状況の変化や新しい動きなどを適確にとらえ、それらを積極的に取り入れたまちづくりを進めます。



～ 第4次富田林市総合計画・第1期実施計画について ～

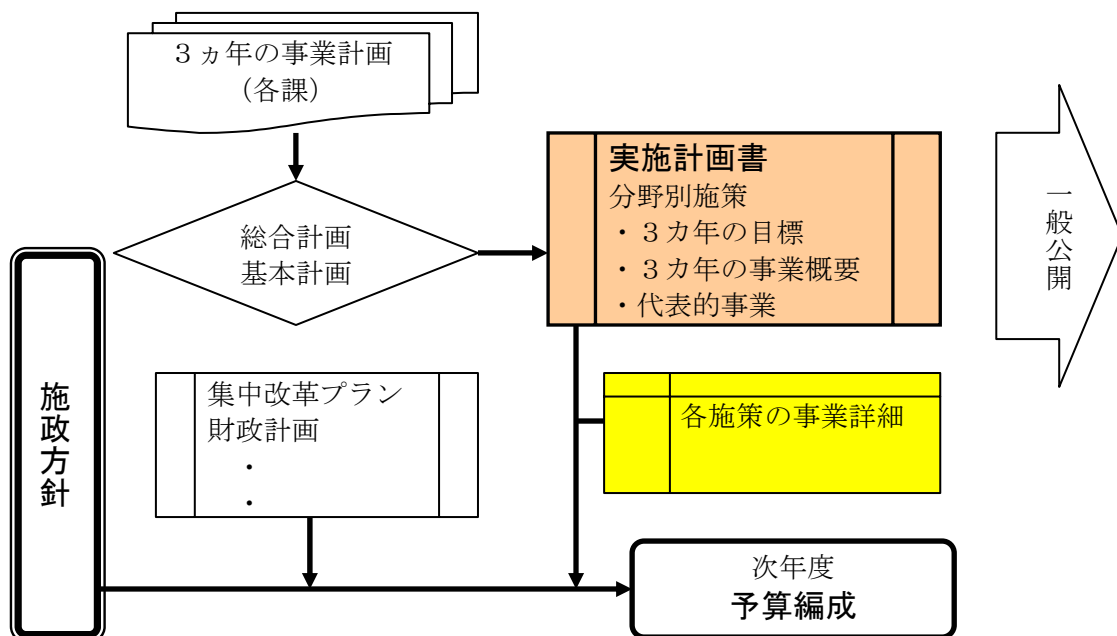
【実施計画とは】

実施計画とは、第4次富田林市総合計画の基本計画において示された施策について、その重要度や緊急度、財政状況等を勘案しながら効果的に選択し、実施すべき具体的施策を計画期間(3ヵ年)の事業計画として具体化するものです。



【実施計画策定の手順と予算編成の関係】

実施計画に示す事業は、庁内各部署から提出を受けた3ヵ年の事業計画から、実施すべき具体的事業を選択したもので、初年度事業については当該年度の当初予算が確定しており、実施計画事業と予算の内容は一致します。また、次年度以降の実施計画事業は予算編成に先行して計画されることになるので、実施計画の事業内容や方針は、次年度の予算編成の指針となります。



目 次

第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

第1節	さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり	5
第2節	行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり	5
第3節	市民と行政の協働を推進するしくみづくり	6

第2章 施策の大綱

第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす

1	平和を希求する多文化共生のまちづくり	
	① 平和活動の推進	7
	② 多文化共生のまちづくり	7
2	だれもが平等で尊重されるまちづくり	
	① 人権の尊重と実現	8
3	男女共同参画社会の形成	
	① 男女共同参画社会の形成	8

第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす

1	情報公開の推進	
	① 情報公開の推進	9
	② 情報化を活かしたまちづくり	9
2	市民本位の行財政運営の推進	
	① 行財政改革の推進	10
	② 新しい時代を担う人材の育成	11
	③ 適正な財産管理	12

第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす

1	将来のまちを担う、次世代を育む環境づくり	
	① 子育て支援の充実	13
	② 学校教育の充実	14
	③ 学校・家庭・地域の連携	14
	④ 青少年の育成	15
2	生涯にわたって学べる環境づくり	
	① 生涯学習の推進	15
	② 市民文化の推進	16
	③ スポーツの推進	16

第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす

1	身近な医療体制づくり	
	① 地域医療の充実	17
	② 救急医療の充実	17
2	地域ぐるみの健康づくり	
	① 保健予防の充実	18
	② 健康づくりの推進	18
3	みんなで支えあう福祉のコミュニティづくり	
	① 地域福祉の充実	19

	② 高齢者福祉の充実	19
	③ 障害者福祉の充実	20
4	生活自立のための支援体制づくり	
	① 生活自立支援の充実	20
	② 保険年金の充実	21

第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす

1	みんなで取組む環境にやさしいまちづくり	
	① 市民地球環境運動の推進	22
	② 環境美化の推進	22
	③ ごみの減量とリサイクルの推進	23
	④ 汚水処理の推進	23
2	水とみどりを活かした生活環境づくり	
	① 水辺の環境整備	24
	② みどりの推進	24
	③ 自然、歴史環境の保全と活用	25
	④ 安全でおいしい水の供給	25

第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす

1	危機管理の行き届いたまちづくり	
	① 防犯対策の充実	26
	② 防災対策の充実	26
	③ あらゆる危機への対応	27
2	安心して移動できるまちづくり	
	① 交通網の充実	27
	② 交通環境の整備	28
	③ 交通安全の推進	28
3	富田林らしい都市空間づくり	
	① 計画的な土地利用の推進	29
	② 富田林らしい景観の整備	29
	③ 住まいの充実	30
	④ 駅前等の賑わい再生	30

第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす

1	農業の活性化と農を生かしたまちづくり	
	① 農業の生産価値の向上	31
	② 農を生かした多面的な交流の推進	31
2	地域に根ざす商工業の活性化	
	① 商工業経営の活性化	32
	② 買い物しやすい環境形成	32
	③ 雇用機会の拡充	33
3	魅力ある資源と交流のまちづくり	
	① 地域資源を活かした交流の促進	33

基本計画 第1章

第1節 ー 【さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

行政活動の各場面において、さまざまな立場の意見を反映できるよう、市民の参加の機会を積極的に設けます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 市政に関する市民の意向を把握し、行政運営の基礎資料とするため市民アンケートを実施します。
- ・ 市長と市民が自由に語り合う場を設けます。
- ・ 行政資料の閲覧などを始め、さまざまな情報提供を積極的に行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 市民相談事務事業（市民アンケート、市長とお茶でも等）＜情報公開課＞
- ・ 情報公開事業＜情報公開課＞
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施＜各課＞

第2節 ー 【行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

市民と行政職員の間での積極的な情報提供や、意見交換の場を持つことで、市民とともにまちづくりを進めていくために必要な市民感覚を身につけていきます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 行政職員が地域に出かけ、市政などについて情報提供をする出前講座を行います。
- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、各種研修などを行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 出前講座＜社会教育課＞
- ・ 職員研修事業＜人事課＞

第3節 ー 【市民と行政の協働を推進するしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政が協働することによって、市民サービスが向上するとともに、市民が主役となる富田林が実現します。また市民公益活動推進第2次指針を策定し、市民参加と協働のための具体的なしくみを構築します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 市民公益活動の推進と協働のための具体的指針を作成する。またそれに伴い連絡調整や意見聴取のための市民会議を開催します。
- ・ 市民公益活動支援センターでの研修、講演会、情報交換会など交流を推進すると共に、センター活動やその方向性を検討するための運営委員会を開催します。
- ・ さまざまな分野において、今後のまちづくりの方向性を市民と協働で探っていく取り組みを進めます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 公益活動推進事務<ふれあい交流課>
- ・ 市民活動支援センター事務<ふれあい交流課>
- ・ 環境美化条例の制定<環境衛生課>
- ・ 道路環境美化作業<道路交通課>
- ・ 富田林駅前整備事業（市民協働プログラム基本計画の策定等）<富田林駅南地区整備課>

基本計画 第2章 第1節

1-① 【平和活動の推進】

3カ年における施策の方向や目標

戦後半世紀以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占めるようになった現在、戦争の悲惨な体験を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と戦争を起こさないよう、平和の尊さや命の大切さを訴えつづけます。
非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶、世界の平和をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

・非核・平和への願いを深め広げるため、平和を考える戦争展の開催と親子平和の旅を実施します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 平和のつどい事業<人権政策課>

1-② 【多文化共生のまちづくり】

3カ年における施策の方向や目標

富田林で暮らす人々が、国籍や文化的ルーツに関わらず、互いに尊重し、快適で安心な生活や活動が営めるようにすることをめざします。
市民との協働で（仮称）多文化共生指針を作成し、姉妹都市ベスレヘム市や友好協力関係の彭州市との活発な交流を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・（特活）とんだばやし国際交流協会との協働により、地域の国際化を担う人材を育成するため国際交流活動の推進及び支援を行います。
- ・ 富田林・ベスレヘム姉妹都市協会との協働により、両市民の友好親善を促進します。また中国彭州市をはじめ、他の諸外国都市との市民間の国際交流を進めます。
- ・ 専門家による解説のもと、鑑賞機会の少ないアジア各国の映画を紹介しながら国際理解を図ります。
- ・ 多言語業務案内・窓口ちらし等を作成し、行政情報を提供することによって、外国人市民が円滑な市民生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 外国籍市民アンケート等をふまえ、多文化共生指針を作成します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 国際化施策推進事業<ふれあい交流課>
- ・ 姉妹都市・友好都市交流推進事業<ふれあい交流課>
- ・ 国際人権教育推進事業<社会教育課>

2-① 【人権の尊重と実現】

3カ年における施策の方向や目標

憲法で保障された人権の実現のために、市民や職員の正しい理解と認識を深めることが求められています。

一人ひとりが尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる、潤いのある豊かなまちの実現をめざし、市民や職員の理解と認識を深めるための活動を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 人権擁護や人権相談など、人権啓発活動の実施や支援を行ないます。
- ・ 識字学級や、青少年を対象とした活動支援などを実施します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 人権啓発事業<人権政策課>
- ・ 人権教育推進事業（識字学級）<社会教育課>
- ・ 地域青少年社会教育総合事業<社会教育課>

3-① 【男女共同参画社会の形成】

3カ年における施策の方向や目標

男女が互いの協力と社会支援のもと、子育て、介護、家庭生活、地域活動、職場など様々な場面において対等に参画し、十分に能力を発揮する機会が確保される社会をつくるため、性別に関わらず、互いの個性と能力を充分発揮することができる、男女共同参画社会の形成をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の理解を深めるため、男女共同参画フォーラムを市民との協働で実施します。
- ・ 啓発リーフレット「びびっど」を発行します。
- ・ 男女共同参画に関する地域リーダーを養成します。
- ・ 女性の悩み相談や電話相談を実施します。
- ・ 自主活動促進や自主学習のため、協働で研修会を開催する等、男女共同参画に関連する市民活動を支援します。
- ・ DV被害者を支援するため、関係機関と連携し、随時対応にあたりとともに定期的に会議を開催します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 男女共同参画推進事務<ふれあい交流課>

基本計画 第2章 第2節

1-① 【情報公開の推進】

3カ年における施策の方向や目標

市民生活や地域活動を支援し、推進するため、それらに役立つ情報をわかりやすく積極的に提供、公開します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民が抱える悩みや課題の解決を支援するために、市民相談や各種専門相談を実施します。
- ・ 行政情報の公開請求を制度として保障します。
- ・ 広報誌などを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 市民相談事務事業<情報公開課>
- ・ 情報公開事業<情報公開課>
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施<各課>

1-② 【情報化を活かしたまちづくり】

3カ年における施策の方向や目標

地域社会においても、インターネットによる情報の活用が重要となっており、地域情報化の基盤となる公共施設のブロードバンド化と、それを活用した積極的な情報提供を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 地域情報化の基盤として、庁舎や公共施設、教育施設を光ファイバーで接続します。
- ・ 様々な行政情報を位置情報として整備管理し、職員や市民にインターネット上で視覚的に提供します。
- ・ インターネットなどを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 公共施設ブロードバンド整備事業<政策推進室>
- ・ 統合型GIS整備事業<政策推進室>
- ・ 広報事業ウェブサイトやウェブラジオの内容の充実<政策推進室>

2-① 【行財政改革の推進】

3カ年における施策の方向や目標

地方分権の推進が進む一方で、財源総量の減少が見込まれ厳しい財政運営が続く中、多様化する市民ニーズに応え、市民本位のまちづくりを進めるために、「集中改革プラン」の着実な実行を図り、税金や料金の適正な徴収や、限られた財源の効率的な活用を進め、健全財政を堅持しながら市民満足度の高い透明性のある行政サービスの提供をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 広域連携や民間活力の導入も含め各種業務の効率化を図ります。
- ・ 入札制度改革や公会計制度等の検討を行います。
- ・ 財務会計、市民窓口等各種既存システムの更新を図ります。
- ・ 受益者負担の適正化を図るため、公共料金の見直しを行いません。
- ・ 課税事務において賦課体制と課税説明の充実を図るとともに、徴収体制の充実を図ります。
- ・ 休日窓口や平日の時間延長など窓口業務の充実について検討します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 期日前・不在者投票処理システムの導入事業<総合事務室>
- ・ 財務会計システム更新事業と財務諸表の公開<行財政管理課>
- ・ 市民窓口システムの更新事業<市民窓口課>
- ・ 課税・徴収事務（固定資産税・都市計画税・市府民税）<税務推進室>
- ・ 徴収業務のコールセンター事務<税務推進室><保険年金課>
- ・ 火葬料金の見直し<環境衛生課>
- ・ 職員定数の計画的削減と手当等の見直し<政策推進室><人事課>
- ・ 給食協会の解散、学校園管理業務の民間委託などの検討<学校給食課>
<教育総務課>
- ・ 水道お客様センターの設置<料金課>

2-② 【新しい時代を担う人材の育成】

3 ヶ年における施策の方向や目標

地方分権時代の進展により、それぞれの地域の特性を生かした特色あるまちづくりの実現が求められており、地方自治の主体となる市民との連携やNPOなどとの協働も視野に入れた施策を企画立案していくことができる人材の育成をめざします。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、各種研修を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 職員研修事業<人事課>
- ・ 昇任資格試験制度等の実施<人事課>
- ・ 職員の自発的な各種行政研究会を支援<人事課>

2-③ 【適正な財産管理】

3カ年における施策の方向や目標

幼稚園・小学校・中学校などの多くの施設で、老朽化が進んでいるため、安全確保及び教育方針の変化に対応した施設をめざした維持管理を行います。また庁舎を含む公共施設の維持管理を計画的に行い、既存施設の効率的な利用を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 公共施設の耐震化計画を策定します。
- ・ 北館庁舎について、耐震診断結果に基づき耐震化構想を具体化し、またそれ以外の修繕箇所を洗い出し、危険性の高いところから順次着手します。
- ・ 各教育施設について、老朽化した設備や施設の整備、デジタルテレビ受信機の設置、トイレのバリアフリー化等を実施します。
- ・ 金剛連絡所の建替えを検討します。
- ・ 金剛地区において、官民境界先行型の地籍調査事業を推進します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 市有建築物耐震促進化計画の策定＜まちづくり推進課＞
- ・ 庁舎改修事業（耐震化）＜総務課＞
- ・ 庁舎修繕＜総務課＞
- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設改修事業＜教育総務課＞
- ・ 小学校・中学校大規模改造事業＜教育総務課＞
- ・ 小学校・中学校備品整備事業＜教育総務課＞
- ・ 幼稚園管理事業＜教育総務課＞
- ・ 学校給食施設整備事業（施設備品の整備）＜学校給食課＞
- ・ 公民館施設管理事業＜公民館＞
- ・ 地籍調査事業＜政策推進室＞

基本計画 第2章 第3節

1-① 【子育て支援の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

女性の社会進出や小家族化の進行など子育てを取り巻く環境に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 学童保育の有料化を図るとともに、開設時間の延長などサービスの充実を図ります。
- ・ 安心して子育てができるように、地域にある子育て支援の拠点を展開します。
- ・ 児童虐待等の要保護児童の問題などについて、各種関係機関と連携してサポートを行います。
- ・ 乳幼児医療補助の充実を図ります。
- ・ 多様な子育てニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。
- ・ 保育所への民間活力の導入について検討します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 学童保育事業<子育て支援課>
- ・ つどいの広場事業<子育て支援課>
- ・ 要保護児童対策地域協議会事業<子育て支援課>
- ・ 幼児健全発達支援事業<子育て支援課>
- ・ 子育てサークル支援事業<子育て支援課>
- ・ 育児支援家庭訪問事業<子育て支援課>
- ・ ファミリーサポートセンター運営事業<子育て支援課>
- ・ ひとり親家庭自立支援対策事業<子育て支援課>
- ・ 公立保育所運営<保育課>
- ・ 民間保育所運営補助<保育課>
- ・ 公立保育所の民間活力導入のための検討<保育課>
- ・ 子育て支援事業<保育課>
- ・ 一時保育事業<保育課>
- ・ 地域子育て支援センター事業<保育課>
- ・ 乳幼児医療補助事業（充実）<社会援護課・福祉医療課>

1-② 【学校教育の充実】

3カ年における施策の方向や目標

急激な社会の変化に対応し、今後の社会を拓いていく子どもたちをたくましく健やかに育みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 高度情報化社会や国際化社会への対応や、子どもの安全管理や生徒指導上の諸課題に取り組みます。
- ・ 子どもたちの健全な育成を図るための学習環境の整備や、指導方法の工夫改善を行います。
- ・ 少人数学級を推進するとともに、規範意識や道徳心を育む学習環境に努めます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 中学校給食事業<学校給食課>
- ・ 小中学校AED設置<教育指導室>
- ・ きめ細かな指導推進事業<教育指導室>
- ・ 英語教育推進事業<教育指導室>
- ・ 学校図書館教員補助員配置事業<教育指導室>
- ・ 学校安全緊急対策事業<教育指導室>
- ・ 生徒指導事業（不登校生へのサポートなど）<教育指導室>
- ・ 多文化共生教育推進事業<教育指導室>
- ・ 小・中学校肢体不自由児等就学事業（特別支援教育推進事業）<教育指導室>

1-③ 【学校・家庭・地域の連携】

3カ年における施策の方向や目標

学校教育を充実させるには、地域の協力が不可欠であり、学校を核とした地域の教育コミュニティづくりを進め、学校・家庭・地域が連携して子どもの育成を担っていきます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 各小学校区において、学校とPTA、町会や自治会などの団体が連携して子どもの登下校の安全を見守る活動を行います。
- ・ 各中学校区に設置されている地域教育協議会への運営補助を行います。
- ・ 放課後や週末等に、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図ります。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ こどもの安全見守り隊<教育指導室>
- ・ 地域教育協議会への運営補助（総合的教育力活性化事業）<教育指導室>
- ・ 子どもイベント情報紙の発行（地域教育力活性化事業）<社会教育課>
- ・ 放課後子ども教室推進事業<社会教育課>

1-④ 【青少年の育成】

3カ年における施策の方向や目標

青少年の自主的な活動を支援し、健全育成を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 青少年を対象とした講座や教室などを開催します。
- ・ ボランティア活動などを通して、青少年リーダーを養成することで、青少年の自主的な活動を支援します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 青少年学習活動推進事業<児童館>
- ・ 自主活動支援事業<児童館>

2-① 【生涯学習の推進】

3カ年における施策の方向や目標

市民と行政が連携し、市民の学習ニーズに対応した活動を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 各公民館において、それぞれの特色を持たせた主催事業を実施します。
- ・ 「公民館まつり」など、公民館クラブとの共催事業を実施します。
- ・ 子どもや保護者への読書啓発や市民への学習支援、生活上の問題解決のための情報の提供や紹介（レファレンスサービス）を実施するための体制づくりを進めます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 公民館主催事業<公民館>
- ・ 公民館クラブ連絡協議会の運営事業<公民館>
- ・ ブックスタート事業<図書館>
- ・ 図書館資料整備事業<図書館>
- ・ 公民館・図書館の運営<公民館・図書館>

2-② 【市民文化の推進】

3カ年における施策の方向や目標

文化活動についての情報や場を提供し、市民と協働しながら市民文化の振興を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 文化振興基金の運用益により、市民による文化活動を支援します。
- ・ 富田林市文化団体協議会・文化振興事業団との協働で、12分野にわたる市民文化祭を開催します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 文化振興基金運用事業<社会教育課>
- ・ 市民文化祭事業<社会教育課>

2-③ 【スポーツの推進】

3カ年における施策の方向や目標

既存施設を有効に活用し、スポーツや健康づくりを気軽に親しめる環境づくりや、地域のコミュニティ意識の向上につながる施策を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 小学校の放課後教育の一環として、運動場開放を推進します。
- ・ 河川敷グラウンドのトイレの設置など、各種体育施設の整備を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 学校開放施設整備事業<スポーツ振興課>
- ・ 屋外体育施設整備事業<スポーツ振興課>

基本計画 第2章 第4節

1-① 【地域医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

医療機関の機能分担と連携を図り、地域の中核病院として富田林病院を中心とする包括的な医療体制を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・南河内圏域の9市町村が連携し、障害児（者）の歯科診療事業を実施します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・障害児（者）歯科診療体制整備事業<健康づくり推進課>
- ・富田林病院運営事業<健康づくり推進課>

1-② 【救急医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

近隣市町村との連携を図りながら、救急医療体制を充実します。また、救命処置や応急手当についての知識の普及を進め、市民の意識啓発を図ります。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・近隣市町村と連携し、休日や年末年始における初期救急医療や、小児救急医療の提供を行います。
- ・AED（自動体外式除細動器）の増設検討と、使用方法を含めた救急手当の講習会を行います。
- ・救急救命士資格を取得するため職員を派遣し、救急業務の高度化に対応します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・休日診療所事業<健康づくり推進課>
- ・小児救急医療事業<健康づくり推進課>
- ・応急手当普及啓発<警備救急課>
- ・救急隊員養成<警備救急課>
- ・救急救命士の教育<警備救急課>

2-① 【保健予防の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域の医療機関と連携しながら、がん検診や、メタボリックシンドローム対策等を一層充実します。さらに母子保健においては、妊産婦や乳幼児の健康維持・増進に加え、少子化対策や虐待対策などを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民検診は、集団検診に個別検診も追加することで、受診率の向上を図ります。
- ・ 生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に保健師や助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行います。
- ・ 健康管理システムを導入し、未受診者の把握や受診勧奨、健康相談などを行うとともに、健康ヘルスアップ事業を進めます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 市民検診事業（がん予防対策の拡充）＜健康づくり推進課＞
- ・ こんにちは赤ちゃん事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 母子保健事業（妊婦健診の拡充）＜健康づくり推進課＞
- ・ 保健センター施設等整備事業＜健康づくり推進課＞
- ・ マタニティホルダーの給付＜健康づくり推進課＞

2-② 【健康づくりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

こころの健康づくりや食育なども含めた幅広い支援を充実させることで、健康でいきいきと暮らせる健康寿命の延伸を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 生活習慣病の予防や、健康増進等の健康に関する知識の普及を図るため、講座や相談を実施します。
- ・ 食と健康に関する知識の普及をめざし、食育推進計画の策定を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 健康指導事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 食育推進計画策定事業＜健康づくり推進課＞

3-① 【地域福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域でのふれあい・支えあいの場づくりや、地域福祉の担い手の確保を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 民生児童委員との連携を深めるとともに、地区福祉委員会などの関係機関の協力を得ながら、世代間の交流、障害者（児）との交流、外国人市民との交流を推進します。
- ・ ボランティアの育成や組織化への支援、支援をしたい人と受けたい人をつなぐ体制づくりなどを、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 既存施設を有効に活用した、地域の交流・活動拠点の設置に向けた研究を進めます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 地域の課題を検討するためのネットワーク体制づくりの検討＜社会援護課＞
- ・ 地域課題検討会議の検討＜社会援護課＞
- ・ 地域交流・活動拠点（地域プラットフォームづくり）の設置に向けた研究＜社会援護課＞
- ・ コミュニティソーシャルワーカーの配置事業＜社会援護課＞

3-② 【高齢者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

高齢化の進行などにより、介護ニーズが増大する中、自立支援やサービスの質を向上しつつ、効果的で効率的な介護サービスの提供を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 介護保険事業者の資質向上や情報の共有化を図るための連絡協議会を支援します。
- ・ 地域の実情に合わせた介護サービス基盤の面的整備のため、計画を策定し、それに基づいた環境整備を進めます。
- ・ 介護保険事業者への指導強化や保険給付費の点検を行い、給付全体の適正化をめざします。
- ・ 街かどデイハウスでの高齢者相談や見守り支援を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 介護保険事業者連絡協議会支援事業＜高齢介護課＞
- ・ 介護サービス基盤の整備促進事業＜高齢介護課＞
- ・ 介護給付適正化事業＜高齢介護課＞

3-③ 【障害者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

障害者の日常生活を支えていく上で、より身近な場所でサービスを提供できる施策の展開と、地域で共に生活する人たちの理解や協力を得られるよう啓発活動を促進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 南河内南障害者就労・生活支援センターや相談支援事業の機能を充実させ、関係機関のネットワーク作りやケア計画の作成などを実施します。
- ・ ガイドヘルパーの派遣を促進することによって、障害者の外出支援を行います
- ・ 作業所などに通所し、授産活動をしている人を対象に、通所交通費（本人負担額のうち）の半額を補助します。
- ・ 障害者福祉の指針となる障害者計画を策定します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 障害者サービス利用サポート事業（生活支援センターの充実）＜障害福祉課＞
- ・ 地域生活支援事業（地域活動支援センター・相談支援事業の充実）＜障害福祉課＞
- ・ 障害者福祉事務（交通費の補助）＜障害福祉課＞
- ・ 障害者計画(第3次)の策定＜障害福祉課＞

4-① 【生活自立支援の充実】

3カ年における施策の方向や目標

関係機関との連携により、生活困窮世帯等の自立に向けた支援体制を整えます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 就職困難者の雇用実態や就労の意向、抱えている問題点の把握調査を実施します。
- ・ 地域住民と連携し、移動支援を促進するなど、地域での自立生活を支える環境づくりを進めます。
- ・ 就労支援コーディネーターと連携し、一人ひとりの実態に応じた支援を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 就職困難者の抱える問題等の把握調査＜社会援護課＞
- ・ 関係機関のネットワーク化による自立支援体制づくり＜社会援護課＞
- ・ 生活自立に向けた就労支援体制づくり＜社会援護課＞

4-② 【保険年金の充実】

3カ年における施策の方向や目標

市民の健康を増進し、また、医療費の抑制につなげるために、持続可能な保険制度の運営と、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視した健診及び保健指導の充実を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 40～75歳の全ての国民健康保険被保険者に特定健診の受診券を送付し、健診受診率を高めます。
- ・ 平成20年度から創設される、75歳以上の「後期高齢者医療制度」の実施にむけた準備作業を行います。
- ・ 平成19年度から3年間を期限として、国民健康保険の口座振替納付を推進するための奨励金を交付します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 保健事業＜保険年金課＞
- ・ 口座振替納付奨励金事務＜保険年金課＞
- ・ 平成20年度4月からの後期高齢者医療制度創設事業＜福祉医療課＞
- ・ 後期高齢者医療制度への移行事業＜保険年金課＞

基本計画 第2章 第5節

1-① 【市民地球環境運動の推進】

3カ年における施策の方向や目標

地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー化を進める。また、活動している市民や企業との連携を進めていきます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 環境家計簿の配布などを通して、温室効果ガス削減に対する啓発活動を行います。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001 を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。また環境省が進めるE C O21 の取得についても取り組みます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 産業活性化事業（ISO14001 取得への補助）＜商工観光課＞
- ・ E C O21 の取得、環境家計簿の普及＜環境衛生課＞
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置補助＜環境衛生課＞

1-② 【環境美化の推進】

3カ年における施策の方向や目標

美しく清潔なまちづくりを進めるため、地域における清掃や美化活動の推進を図ります。さらに個人のモラルに委ねるだけでなく、モラルを担保する仕組みも必要であると考え、環境美化条例の制定をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 環境美化条例について検討します。
- ・ 市民による自主的な地域の環境美化活動を支援します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 環境美化条例の検討について＜環境衛生課＞
- ・ 道路環境美化事業＜道路交通課＞

1-③ 【ごみの減量とリサイクルの推進】

3カ年における施策の方向や目標

ごみの減量への方策やリサイクルを推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・粗大ごみの有料化制度導入や、金属資源化のさらなる取り組みについて、南河内清掃施設組合の構成市町村と協議しながら検討します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・粗大ごみの有料化及び金属資源化<環境衛生課>

1-④ 【汚水処理の推進】

3カ年における施策の方向や目標

生活排水処理 100%の早期実現をめざして、下水道や市設置型合併浄化槽の整備を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・市街化区域の下水道整備を推進します。
- ・東条地区及び彼方地区の一部区域においてPFI手法により市設置型合併浄化槽整備事業を実施します。またその他の市街化調整区域についても事業実施の検討を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・流域関連公共下水道整備事業<下水道整備課>
- ・浄化槽市町村整備推進事業<下水道管理課>

2-① 【水辺の環境整備】

3カ年における施策の方向や目標

本市の中心を流れ、市民の憩いの場である石川の水辺などを美しく保つために、行政・市民・地域が一体となって水辺の環境美化に取り組みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 石川大清掃を通して、多くの市民や地域に石川の水辺の美化を呼びかけます。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 石川大清掃の実施<環境衛生課>

2-② 【みどりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

自然の生態系を重視し、持続可能な自然環境の保全に重点を置いたまちづくりを進めます。

良好な景観の形成、防災機能の向上、市民の憩いの場の確保など、多様な観点からみどりを維持します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 都市公園や児童遊園の適切な維持管理や年次的な遊具の取替えなどを推進します。
- ・ 市民による緑化活動や公園等愛護会の活動を支援します。
- ・ 街路樹の適切な維持管理を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 児童遊園新設事業<農と水みどり課>
- ・ 公園整備・管理事業<農と水みどり課>
- ・ 記念植樹事業（「記念の森」の維持管理）<農と水みどり課>
- ・ 街路樹管理事業<農と水みどり課>

2-③ 【自然、歴史環境の保全と活用】

3カ年における施策の方向や目標

市民による自然保護活動を支援し、富田林寺内町を中心とした本市の歴史遺産を対外的にアピールするとともに、これらを次世代に継承するための保全だけではなく、積極的な整備を図ることでまちの資源として活用します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・富田林の自然を守る市民活動を支援します。
- ・文化財保護規則の条例化をめざすとともに、埋蔵文化財保護のための緊急発掘調査の実施や歴史資料の保全活用を図ります。
- ・寺内町地区のまち並み景観の整備を行います。
- ・龍泉寺庭園の修復整備に向けて、各種調査の実施や整備計画の策定を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 富田林の自然を守る市民運動事業<農と水みどり課>
- ・ 埋蔵文化財調査事業<文化財課>
- ・ 歴史資料保存活用事業（埋蔵文化財センターの運営管理や古文書・民俗資料の調査整理）<文化財課>
- ・ 寺内町整備事業<文化財課>
- ・ 街なみ環境整備事業<文化財課>
- ・ 名勝龍泉寺庭園修復整備事業<文化財課>

2-④ 【安全でおいしい水の供給】

3カ年における施策の方向や目標

南海・東南海地震が起こることが想定されるなか、災害対策の観点から老朽管の更新、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 地震時に病院や避難所へ水道水を確保する「耐震化ルート」の設定を行います。
- ・ 老朽管や水道施設の更新・耐震化を推進します。
- ・ 渇水対策として給水不安定が予想される配水池への送水ルートの複数化を図ります。
- ・ 近隣市町村との間で直接水道管を結び、緊急時の相互配水をめざします。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 水道基幹管路耐震化事業<水道工務課>
- ・ 水道施設更新・耐震化事業<水道工務課>
- ・ 老朽管更新事業<水道工務課>
- ・ 水源複数化事業・緊急連絡管事業<水道工務課>

基本計画 第2章 第6節

1-① 【防犯対策の充実】

3カ年における施策の方向や目標

自治会・学校・警察などの各種関係機関と協力し、地域社会における防犯活動の積極的な推進や市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の発生しにくいまちをめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・住民による青色パトロール組織の設立を支援するとともに、引き続き職員による青色防犯パトロールを実施します。
- ・防犯教室の開催や各種防犯啓発活動を支援します。
- ・防犯意識を高めるまちづくりの研究を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・防犯対策事業<危機管理課>
- ・子ども安全見守り隊への備品補助<教育指導室>

1-② 【防災対策の充実】

3カ年における施策の方向や目標

建物の耐震化や防災意識の高揚などを図り、市民や各種団体の参加と協力を得ながら、災害が発生しにくい、また災害時における被害の少ないまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・耐震性貯水槽を計画的に整備し、火災や大災害に備えます。
- ・防災訓練を実施するとともに、備蓄食料・資機材を計画的に購入します。
- ・MCA同報系防災無線の屋外拡声支局を年次的に整備します。
- ・教育施設の耐震化を推進します。
- ・老朽溜池・河川・水路の改修を実施します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・防災対策施設整備事業（防災無線などの整備）<危機管理課>
- ・既存民間建築物耐震診断推進事業<まちづくり推進課>
- ・耐震性貯水槽整備事業<消防総務課>
- ・自主防災組織設置育成事業<消防総務課>
- ・消防団拠点施設整備事業<消防総務課>
- ・幼稚園・小学校・中学校耐震及び補強事業<教育総務課>
- ・河川管理事業（河川補修工事）<農と水みどり課>
- ・農業土木国費補助事業（溜池改修工事）<農と水みどり課>
- ・浸水対策事業（水路改良等工事）<農と水みどり課>

1-③ 【あらゆる危機への対応】

3カ年における施策の方向や目標

SARS、鳥インフルエンザ、個人情報の漏洩など、想定されるさまざまな危機事象にも早急に対処できる体制を整え、安全で継続可能なまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

・ 様々な危機に対応できるように、市役所内の組織体制を整え、関係機関との連携を強化します。

施策を推進するための代表的な事業

・ リスクマネジメントについての研究<危機管理課>

2-① 【交通網の充実】

3カ年における施策の方向や目標

整備中の幹線道路の早期完成をめざすとともに、鉄道・バス等の公共交通のあり方を検討し、誰もが快適に移動できる交通網の実現をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 東条3公園利用者の交通手段確保のため、引き続きバス路線の運行を継続します。
- ・ レインボーバスの運行について、より効率的で利便性の高い運行形態を探ります。
- ・ 交通問題検討委員会を設置し、まちづくりの視点から交通施策を検討します。
- ・ 広域交通を担う幹線道路等の整備を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 東条3公園路線バス対策事業<まちづくり推進課>
- ・ レインボーバス運行事業<政策推進室>
- ・ 交通問題検討委員会の開催<政策推進室>
- ・ 甲田桜井線新設事業<道路交通課>
- ・ 美原太子線の延伸促進<道路交通課>
- ・ 竜泉1号線拡幅工事<道路交通課>

2-② 【交通環境の整備】

3カ年における施策の方向や目標

誰もが気軽に安心して外出し、移動できる交通環境を整備するとともに、防犯や防災を考慮したまちづくりをめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 道路や駅のバリアフリー化を推進します。
- ・ 行き止まり道路・狭隘道路・通学路など生活道路の整備を進めます。
- ・ 道路の陥没や交通安全施設の異常などを早期に発見するため、道路点検パトロールを実施します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ バリアフリー法新法に基づく道路特定事業（市道段差改修等）＜道路交通課＞
- ・ 交通等バリアフリー推進事業（駅舎のバリアフリー化等）＜まちづくり推進課＞
- ・ 道路維持補修事業＜道路交通課＞
- ・ 行止道路整備事業＜道路交通課＞
- ・ 狭隘道路対策事業＜道路交通課＞
- ・ 通学路整備事業＜道路交通課＞
- ・ 道路点検パトロール事業＜道路交通課＞

2-③ 【交通安全の推進】

3カ年における施策の方向や目標

交通環境の整備を行い、啓発活動などを通じて市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故が未然に防止され、安全、安心で快適に生活できるまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 交通安全施設の整備・更新を行い、道路の安全性を高めます。
- ・ 交通安全協会や市民団体等と連携し、めいわく駐車パトロールや交通安全講習会などの各種交通安全事業を実施します。
- ・ 各駅前における自転車放置禁止啓発活動、撤去、保管等の放置自転車対策業務を行います。
- ・ 駅前における自転車駐車場の利用・促進を図ります。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 交通安全施設整備事業＜道路交通課＞
- ・ 放置自転車等防止対策＜道路交通課＞
- ・ 自転車駐車場管理事業＜道路交通課＞

3-① 【計画的な土地利用の促進】

3カ年における施策の方向や目標

都市計画マスタープランに基づく都市計画を推進し、計画的な土地利用を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、都市計画を推進していきます。
- ・ 若松地区における他の施設との一体整備を視野に入れた計画作りを行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 都市計画事業<まちづくり推進課>

3-② 【富田林らしい景観の整備】

3カ年における施策の方向や目標

富田林らしい景観を確立し、日々暮らしやすいと感じる環境を守り、育てるために、景観計画を策定します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、景観計画を策定します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 都市計画事業<まちづくり推進課>

3-③ 【住まいの充実】

3カ年における施策の方向や目標

市内の住宅について適正な指導を行い、暮らしやすい住宅供給を図るとともに、既存の市営住宅の建替えや改修を進めます。また住居表示の実施等により市民生活の利便性の向上を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 老朽化した市営住宅の建替えや耐震性の確保などにより、質の高い住宅の供給を図ります。
- ・ 一般住宅に対して適切な確認・指導を行います。
- ・ 別井・伏山地区などの住居表示を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 住宅管理事業（住宅施設修繕等）＜建築住宅課＞
- ・ 市営住宅整備事業（老朽化した外壁の安全性確保等）＜建築住宅課＞
- ・ 中層市営住宅再整備事業（若松団地建替え事業）＜建築住宅課＞
- ・ 住居表示整備事業＜まちづくり推進課＞

3-④ 【駅前等の賑わい再生】

3カ年における施策の方向や目標

富田林駅南地区の基盤整備を進めるとともに、市民との協働で駅前等の賑わい再生をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 富田林駅南広場を整備します。
- ・ アクセス道路の整備を行い、照明灯や情報板の設置などを行います。
- ・ 市民協働プログラムに基づくまちづくり協議会の設立を支援します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 富田林駅前整備事業＜富田林駅南地区整備課＞

基本計画 第2章 第7節

1-① 【農業の生産価値の向上】

3カ年における施策の方向や目標

農業施設の整備や農作物被害の防止により生産性の向上をめざします。また、遊休農地の解消や後継者の育成に取り組み、農業の継続性の維持に努めます。さらに、生産物の流通を促進するための給食利用を含む地産地消や地元農産物のブランド化を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 農業経営の安定化を図るため、各種農業団体への支援を行います。
- ・ イノシシ・アライグマ等の駆除及び捕獲、防護柵の設置補助等を行います。
- ・ 農産物直売所を設置し、地産地消の活動を支援します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 農業土木市単独事業（農業生産の基盤及び環境整備）＜農と水みどり課＞
- ・ 鳥獣野菜被害補助対策事業＜農業振興課＞
- ・ 地産地消推進事業＜農業振興課＞

1-② 【農を生かした多面的な交流の推進】

3カ年における施策の方向や目標

農業の重要性や、富田林の農作物のことなどを広く市民に知ってもらうため、農業祭の開催、サバーファームや市民農園での就農体験や農業教室などの利用を通じた農との交流を進めます。また、学校教育における農業の体験学習や食農教育を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 遊休農地を積極的に活用し、農地の貸借や市民農園等の開設を促進します。
- ・ 都市住民と農の交流の場や、地域活性化の中核施設としてサバーファームを活用します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 大阪をたがやそう富田林事業＜農業振興課＞
- ・ 農業公園管理運営事業＜農業振興課＞

2-① 【商工業経営の活性化】

3カ年における施策の方向や目標

地域のにぎわいやイメージアップをめざし、商工団体との連携により、商店街や工業団地などの活性化を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ イベント等の積極的な実施、空き店舗を利用することにより地域住民の交流促進を図ります。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001 を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 商業活性化総合支援事業（空き店舗対策・イベント実施）＜商工観光課＞
- ・ 産業活性化事業（ISO14001 認証取得補助）＜商工観光課＞

2-② 【買い物しやすい環境形成】

3カ年における施策の方向や目標

安心した消費生活を支援するため、消費者相談への対応などを行います。また地域での買い物を促すために、商工団体などと連携した取り組みを行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 消費者生活専門相談員による消費者相談を実施します。
- ・ 空き店舗を地域の交流の場として活用します。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 消費者保護対策事業＜情報公開課＞
- ・ 商業活性化総合支援事業＜商工観光課＞

2-③ 【雇用機会の拡充】

3カ年における施策の方向や目標

職業能力の開発を図るとともに就労相談や求人情報の提供を進めます。雇用機会の拡充や、勤労者の福利厚生などの支援を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 職業能力の開発、就労相談、大阪府などが実施する求人・求職情報フェアやジョブカフェ事業などを通じて雇用機会の提供を行います。
- ・ 団塊の世代や若年層の雇用機会の提供を行います。
- ・ 勤労者共済会を通して、事業所に勤務にする従業員の福祉の増進を図ります。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 就労支援事業<商工観光課>
- ・ 勤労者共済会補助事業<商工観光課>

3-① 【地域資源を活かした交流の促進】

3カ年における施策の方向や目標

富田林の魅力の開発・再生や地域ブランドの開発などの研究を進めます。寺内町をはじめ観光・文化財・産業などの特色ある資源の情報発信や交流に努めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 名所・旧跡地や各種イベント等の紹介・PRや各種イベントの実施によりイメージアップや観光客の誘致を図ります。
- ・ 市民ふれあいまつり・農業祭・商工祭では、各種団体との更なる連携を図り、市民の交流を促進します。
- ・ 大谷大学との連携協力に関する基本協定書に基づき各種連携を進めます。
- ・ 地域通貨や地域コミュニティとの連携について研究を行います。

施策を推進するための代表的な事業

- ・ 観光振興事業<商工観光課>
- ・ 河内文化のさと観光事業（市民ふれあいまつり）<商工観光課>

第4次富田林市総合計画

第2期実施計画

平成21年度～23年度

大阪府富田林市

将来像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

まちづくりの理念

- (1) **みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林**
 - ・ 市民をはじめ、全てのひとと組織が、ともに手を携え、私達だけでなく子や孫の世代もが生まれてよかった、住み続けていたいと感じることのできる魅力あるまちづくりを進めます
 - ・ 市民がまちづくりの主役として、積極的に参画・協働・連携できる環境づくりを進めます。
- (2) **暮らしやすさを実感**
 - ・ 全ての市民が互いを尊重しながら、どんな立場であっても、住みやすく、いきいきと暮らすことのできる生活の場づくりを進めます。
 - ・ 市民の多様なライフスタイルやニーズに見合ったまちづくりを展開することにより、満足度の高いまちづくりを進めます。
- (3) **互いに連携し支えあう地域**
 - ・ 市民の日常生活の場である地域や組織において、人と人とのつながりや結びつきを大切にしながら、互いのつながりを深められる関係づくりを進めます。
 - ・ 地域が抱えるさまざまな問題や課題を解決できるような、信頼感ある地域社会づくりを進めます。
- (4) **身近な資源への愛着と活用**
 - ・ 富田林の歴史や文化、伝統、自然環境のほか、市民の持つ知識や技術、経験等、有形・無形の地域資源に着目し、それらを互いに結びつけ、活用しながら後世に誇れる魅力あるまちづくりを進めます。
- (5) **全地球的な視点と積極的な行動**
 - ・ 地球市民の一員として世界的な幅広い視点を持ち、地球環境の保全や平和の実現に貢献できる社会づくりを進めます。
 - ・ 社会・経済状況の変化や新しい動きなどを適確にとらえ、それらを積極的に取り入れたまちづくりを進めます。



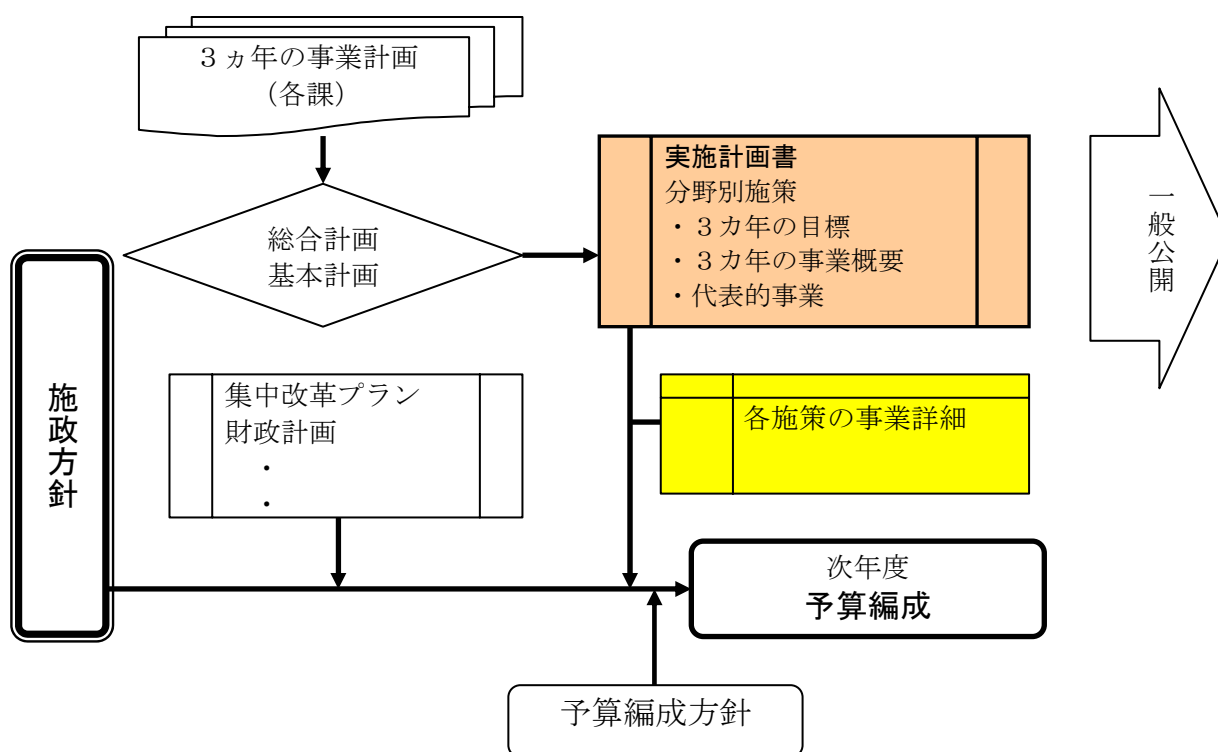
【実施計画とは】

実施計画とは、第4次富田林市総合計画の基本計画において示された施策について、その重要度や緊急度、また財政状況等を勘案しながら効果的に選択し、毎年度、計画期間(3カ年)に実施すべき具体的施策を事業計画としてとりまとめたものです。

ただし、第1期実施計画は総合計画策定後の平成19年12月に策定したため、平成20年度の計画は省略し、平成21年度からの3年間を第2期実施計画とします。

【実施計画策定の手順と予算編成の関係】

実施計画に示す事業は、庁内各部署から提出を受けた3カ年の事業計画から、実施すべき具体的事業を選択したもので、初年度事業については当該年度の当初予算が確定しており、実施計画事業と予算の内容は一致します。また、次年度以降の実施計画事業は予算編成に先行して計画されることになるので、実施計画の事業内容や方針は、次年度の予算編成の指針となります。



目 次

富田林市総合計画第2期実施計画

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 重点的に取り組む施策の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

- 第1節 さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり・・・・・・ 10
- 第2節 行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり・・・・・・ 10
- 第3節 市民と行政の協働を推進するしくみづくり・・・・・・ 11

第2章 施策の大綱

第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす

- 1 平和を希求する多文化共生のまちづくり
① 平和活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
② 多文化共生のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 だれもが平等で尊重されるまちづくり
① 人権の尊重と実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 男女共同参画社会の形成
① 男女共同参画社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす

- 1 情報公開の推進
① 情報公開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
② 情報化を活かしたまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 市民本位の行財政運営の推進
① 行財政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
② 新しい時代を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
③ 適正な財産管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす

- 1 将来のまちを担う、次世代を育む環境づくり
① 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
② 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
③ 学校・家庭・地域の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
④ 青少年の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 生涯にわたって学べる環境づくり
① 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
② 市民文化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
③ スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす

- 1 身近な医療体制づくり
① 地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
② 救急医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2	地域ぐるみの健康づくり	
	① 保健予防の充実	・23
	② 健康づくりの推進	・23
3	みんなで支えあう福祉のコミュニティづくり	
	① 地域福祉の充実	・24
	② 高齢者福祉の充実	・24
	③ 障がい者福祉の充実	・25
4	生活自立のための支援体制づくり	
	① 生活自立支援の充実	・25
	② 保険年金の充実	・26

第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす

1	みんなで取組む環境にやさしいまちづくり	
	① 市民地球環境運動の推進	・27
	② 環境美化の推進	・27
	③ ごみの減量とリサイクルの推進	・28
	④ 汚水処理の推進	・28
2	水とみどりを活かした生活環境づくり	
	① 水辺の環境整備	・29
	② みどりの推進	・29
	③ 自然、歴史環境の保全と活用	・30
	④ 安全でおいしい水の供給	・30

第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす

1	危機管理の行き届いたまちづくり	
	① 防犯対策の充実	・31
	② 防災対策の充実	・31
	③ あらゆる危機への対応	・32
2	安心して移動できるまちづくり	
	① 交通網の充実	・32
	② 交通環境の整備	・33
	③ 交通安全の推進	・33
3	富田林らしい都市空間づくり	
	① 計画的な土地利用の推進	・34
	② 富田林らしい景観の整備	・34
	③ 住まいの充実	・35
	④ 駅前等の賑わい再生	・35

第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす

1	農業の活性化と農を生かしたまちづくり	
	① 農業の生産価値の向上	・36
	② 農を生かした多面的な交流の推進	・36
2	地域に根ざす商工業の活性化	
	① 商工業経営の活性化	・37
	② 買い物しやすい環境形成	・37
	③ 雇用機会の拡充	・38
3	魅力ある資源と交流のまちづくり	
	地域資源を活かした交流の促進	・38

富田林市総合計画第2期実施計画（平成21年度～23年度）

1. 計画の目的

(1) 第4次総合計画の実現

本市の第4次総合計画は、平成19年度にスタートしました。まちづくりの5つの基本理念と7つの施策の大綱をもとに、本市が目指す将来像を実現するため、計画的な事業の実施に努めるものです。

(2) 時代の変化に合わせた計画の必要性

第4次総合計画は、市民の参加により約3年間の議論を経て策定されました。その後の国の政策の動向や、本市をとりまく社会潮流に的確に対応しながら施策を展開していく必要があります。

総合計画の策定経過

会議名	経過
(1) 市民アンケート	平成16年10月実施
(2) 基本構想作業部会	平成16年10月～平成17年2月 11回開催
(3) 市民懇談会	平成16年11月～平成17年3月 12回開催
(4) 総合計画委員会	平成16年8月～平成18年12月 16回開催
(5) 総合計画審議会	平成17年4月～平成19年1月 24回開催

2. 本市の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の傾向

わが国は人口が減少傾向にあり、高齢化は急速に進行しています。また少子化傾向についても依然として大きな課題となっています。

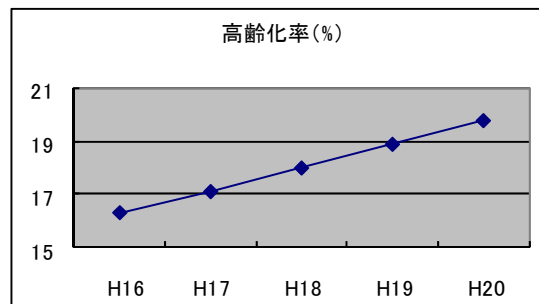
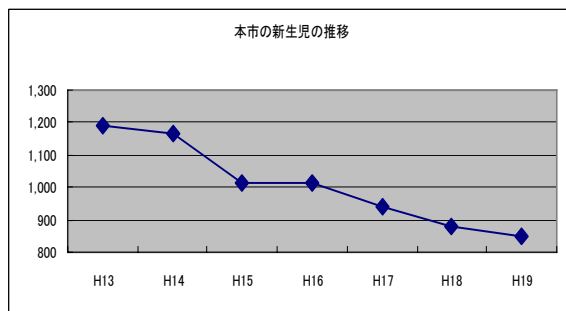
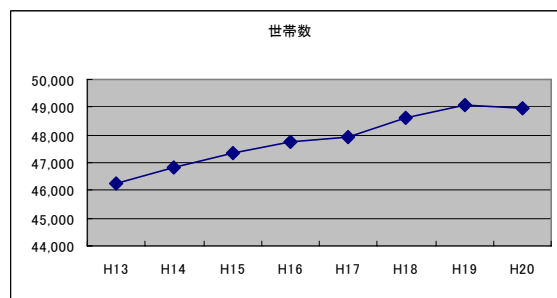
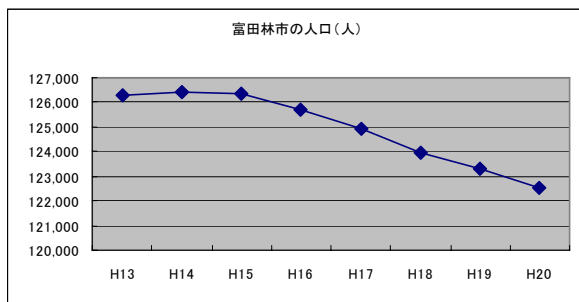
本市においても、人口は平成14年をピークに減少傾向にあり、平成17年から平成20年の3年間に、約2千4百人の人口が減少しました。その原因は、死生差などの自然減よりも、いわゆる社会移動である転出入による減が大きく影響していると推測されます。また、本市の人口を年齢別に見ると、高齢化は着実に進行し、少子化についても依然として改善されていません。

①本市の人口推移(H17～H20) (各年4月1日現在)

	H17	H18	H19	H20	3年間の増減
人口	124,902	123,971	123,391	122,500	▲2,402
世帯数	47,950	48,618	49,080	48,973	1,023
人口増減	▲772	▲931	▲580	▲891	

②本市の新生児の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人数	1,193	1,164	1,012	1,015	941	879	848



③本市の年齢別人口

	H16	H17	H18	H19	H20
65歳以上人口	20,513	21,317	22,275	23,339	24,269
高齢化率(%)	16.3	17.1	18.0	18.9	19.8
14歳以下人口	20,071	19,567	19,004	18,434	17,740
5歳以下人口	7,356	6,907	6,491	6,120	5,810

(2) 厳しい財政運営

国の財政の悪化により地方自治体への支援は縮小し、本市の財政状況にも大きな影響を及ぼしています。

本市の財政状況を示す経常収支比率は、平成15年度92.7%、平成16年度94.8%、平成17年度94.5%、平成18年度95.0%、平成19年度98.9%と推移しており、平成20年度以降も、経済危機等による市税収入をはじめとする経常一般財源の減、扶助費や物件費並びに繰出金等の伸びで、財政の硬直化が進むものと考えられます。

また、基金についても平成17年度より本格的な取り崩しが続いており、大幅な歳入増の見込みがない中で、引き続き基金も取り崩さざるを得ない状況が予想されます。

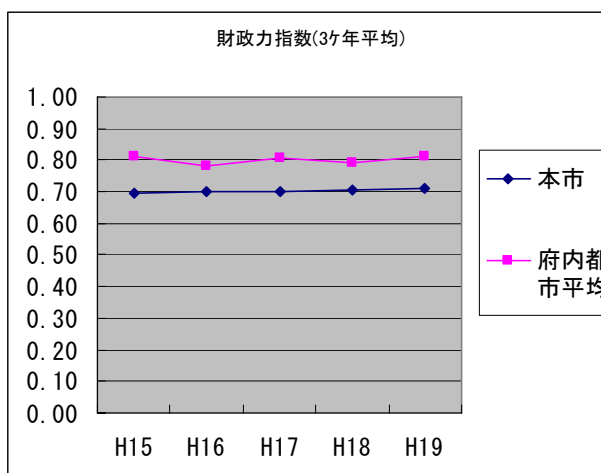
このような状況は、厳しい財政状況にある大阪府の「維新プログラム」の影響とあわせ、今後本市の施策展開にとって大きな変化を余儀なくされるものと思われまます。

財政力指数（3ヶ年平均）

年 度	本市	府内都市平均
H15	0.70	0.81
H16	0.70	0.78
H17	0.70	0.81
H18	0.71	0.79
H19	0.71	0.81

※財政力指標

財政基盤の強さを表す指標。
指数がおおきいほど財政力が豊かとされている。

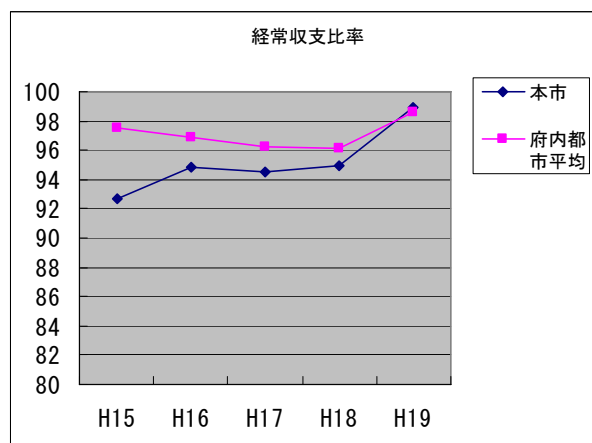


経常収支比率

年 度	本市	府内都市平均
H15	92.7	97.5
H16	94.8	96.9
H17	94.5	96.2
H18	95.0	96.1
H19	98.9	98.6

※経常収支比率

財政状況の弾力性を示す指標。
一般的には80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされている。



歳出の内訳別推移

年 度	(百万円)				
	H15	H16	H17	H18	H19
人件費	8,585	8,202	8,346	8,002	8,239
扶助費	6,499	7,011	7,025	7,313	7,576
公債費	2,356	2,230	2,194	2,162	2,219
物件費	5,265	5,126	4,859	5,006	5,021
維持補修費	332	345	309	300	303
補助費等	3,229	3,158	3,026	2,576	2,584
投資及び出資金・貸付金	1,196	1,173	1,175	1,169	1,167
普通建設事業費	2,482	1,897	2,108	2,177	1,816
災害復旧費	34	20	0	8	88
繰出金	3,749	3,925	4,166	4,085	4,401
積立金	471	489	425	286	585
合 計	34,198	33,575	33,634	33,085	33,999

積立金残高

年 度	積立金残高
平成15年度	10,517,959 千円
平成16年度	10,507,204 千円
平成17年度	9,830,474 千円
平成18年度	9,361,784 千円
平成19年度	8,417,588 千円

(3) 安心安全のニーズの高まり

経済的にも「百年に1度」と言われるような景気の悪化傾向が続いており、雇用状況、生活状況など国民の生活不安が広がりつつあります。

また、地震、台風、ゲリラ豪雨、新型インフルエンザ、また犯罪などへの不安から、危機管理や安心安全へのニーズの高まりが大きくなっています。

本市で調査した市民アンケートの結果によると、市民の関心が高い施策は、「防犯防災消防など危機的管理の安心度」「保健医療などの充実度」「高齢者・障がい者などにとっての暮らしやすさ」「交通安全対策による安心度」「学校や幼稚園の教育環境」「児童福祉や子育てのしやすさ」の順となっており、安心安全へのニーズが上位を占めています。



市民アンケート結果(一部抜粋)(各施策が「とても重要」と考える件数)

日ごろの生活環境面についての重要度	20年度 1,024件中	19年度 963件中
防犯防災消防など危機的管理の安心度	649	653
保健医療などの充実度	618	609
交通安全対策による安心度	495	503
高齢者・障害者などにとっての暮らしやすさ	485	510
学校や幼稚園の教育環境	429	423
児童福祉や子育てのしやすさ	405	406
上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度	372	393
公共交通の便利さ	259	260
道路などの交通網の整備	248	295
環境問題の取り組みや自然保護など環境への配慮	241	287

(4) 地域活力の動向

市民が地域のまちづくり活動に積極的に参画する社会が到来すると言われていますが、本市でもこれまでの地縁団体や市民グループに加え、住民が自発的にグループを結成し、地域の課題や公益活動をおこなう動きも広まっています。

3. 重点的に取り組む施策の考え方

(1) まちづくりの考え方

最近の社会情勢や、本市を取り巻く課題等、とりわけ行政サービスや地域コミュニティの基盤にも影響が予想される人口減少傾向、少子高齢化の進行、さらに厳しい財政状況を想定しながら、第4次総合計画が目指す将来像を実現するため、平成21年度から平成23年度の3年間に本市が重点的に取り組む施策の考え方は次のとおりとします。

① さまざまな市民がまちづくりに参加するまちをめざします。
② 安心して暮らせるまちをめざします。
③ 効率的で効果的な行財政運営により持続可能なまちづくりを進めます。



(2) 施策の優先基準

上記の考え方にに基づき、本市が平成21年度から23年度の3年間に重点的に取り組む施策の優先基準は次のとおりとします。

① 防災・防犯、様々な危機に対応するもの。
② 次世代を担う子どもたちと子育てを支援するもの。
③ あらゆる市民の生活を支援するもの。
④ 地域の魅力を高め、まちに活気を生み出すもの。
⑤ 効率的で効果的な実施方法など十分に精査されたもの。

(3) 重点施策と主な事務事業（平成21年度～平成23年度）

上記のまちづくりの考え方及び施策の優先基準を考慮しながら、第4次総合計画に定めた施策の大綱に基づき重点的に取り組む主な事務事業は次のとおりとします。

基本計画 第1章

第1節 ー 【さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

行政活動の各場面において、さまざまな立場の意見を反映できるよう、市民の参加の機会を積極的に設けます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 市政に関する市民の意向を把握し、行政運営の基礎資料とするため市民アンケートを実施します。
- ・ 市長と市民が自由に語り合う場を設けます。
- ・ 行政資料の閲覧などを始め、さまざまな情報提供を積極的に行います。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業（市民アンケート、市長とお茶でも等）＜情報公開課＞
- ・ 情報公開事業＜情報公開課＞
- ・ 審議会や委員会委員の市民公募＜各課＞
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施＜各課＞

第2節 ー 【行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

市民と行政職員の間での積極的な情報提供や、意見交換の場を持つことで、市民とともにまちづくりを進めていくために必要な市民感覚を身につけていきます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 行政職員が地域に出かけ、市政などについて情報提供をする出前講座や実際に市民公益活動に参加する研修を行います。
- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、各種研修などを行います。
- ・ 職員倫理条例に基づき、職員の倫理意識の向上を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 出前講座＜社会教育課＞
- ・ 職員研修事業＜人事課＞

第3節 ー 【市民と行政の協働を推進するしくみづくり】

3ヵ年における施策の方向や目標

市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政が協働することによって、市民サービスが向上するとともに、市民が主役となる富田林が実現します。また市民公益活動推進指針に基づき第1期実施計画を具体化し、市民参加と協働のためのしくみを構築します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 市民公益活動推進指針に基づく第1期実施計画により、既存補助金を見直した事業提案型補助金制度、協働事業評価システムの構築、委託契約制度改善、協働事業実施マニュアル作成等を検討します。
- ・ 市民公益活動支援センターの運営を市民が主体的に行い、活性化をめざします。
- ・ さまざまな分野において、今後のまちづくりの方向性を市民と協働で探っていく取り組みを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民公益活動推進事務<市民協働課>
- ・ 市民公益活動支援センター事務<市民協働課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>
- ・ 富田林駅前整備事業（市民協働プログラムの実施等）<富田林駅南地区整備課>

基本計画 第2章 第1節

1-① 【平和活動の推進】

3カ年における施策の方向や目標

戦後半世紀以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占めるようになった現在、戦争の悲惨な体験を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と戦争を起こさないよう、平和の尊さや命の大切さを訴えつづけます。

非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶、世界の平和をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 非核・平和への願いを深め広げるため、平和を考える戦争展の開催と親子平和の旅を実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 平和のつどい事業<人権政策課>

1-② 【多文化共生のまちづくり】

3カ年における施策の方向や目標

多文化共生推進指針に基づき、富田林で暮らす人々が、国籍や文化的ルーツに関わらず、互いに尊重し、快適で安心な生活や活動が営めるようにすることをめざします。姉妹都市ベスレヘム市や友好協力関係の彭州市との活発な交流を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ (特活) とんだばやし国際交流協会との協働により、地域の多文化共生を進め、地域の国際化を担う人材を育成するため国際交流活動の推進及び支援を行います。
- ・ 富田林・ベスレヘム姉妹都市協会との協働により、両市民の友好親善を促進します。また中国彭州市をはじめ、他の諸外国都市との市民間の国際交流を進めます。
- ・ 専門家による解説のもと、鑑賞機会の少ないアジア各国の映画を紹介しながら国際理解を図ります。
- ・ 多言語業務案内・窓口ちらし等を作成し、行政情報を提供することによって、外国人市民が円滑な市民生活を営むことができるよう支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 国際化施策推進事業<市民協働課>
- ・ 姉妹都市・友好都市交流推進事業<市民協働課>
- ・ 人権教育推進事業<社会教育課>

2-① 【人権の尊重と実現】

3カ年における施策の方向や目標

憲法で保障された人権の実現のために、市民や職員の正しい理解と認識を深めることが求められています。

一人ひとりが尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる、潤いのある豊かなまちの実現をめざし、市民や職員の理解と認識を深めるための活動を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 人権擁護や人権相談など、人権啓発活動の実施や支援を行いません。
- ・ 識字学級を実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 人権啓発事業<人権政策課>
- ・ 人権教育推進事業<社会教育課>

3-① 【男女共同参画社会の形成】

3カ年における施策の方向や目標

男女が互いの協力と社会支援のもと、子育て、介護、家庭生活、地域活動、職場など様々な場面において対等に参画し、十分に能力を発揮する機会が確保される社会をつくるため、性別に関わらず、互いの個性と能力を充分発揮することができる、男女共同参画社会の形成をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の理解を深めるため、男女共同参画フォーラムや講座の実施や、啓発リーフレットの発行などを行います。
- ・ 女性の悩み相談や電話相談を実施します。
- ・ 男女共同参画センター「ウィズ」の活用を図るとともに、自主的な活動や学習を促進するため、協働で研修会を開催する等、男女共同参画に関連する市民活動を支援します。
- ・ DV被害者を支援するため、関係機関と連携し、随時対応にあたりるとともに定期的に会議を開催します。
- ・ 「(仮称) 富田林市男女共同参画推進条例」について検討を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 男女共同参画推進事務<人権政策課>

基本計画 第2章 第2節

1-① 【情報公開の推進】

3カ年における施策の方向や目標

市民生活や地域活動を支援し推進するため、情報の公開度を高め、わかりやすく役立つ情報を積極的に提供、公開します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民が抱える悩みや課題の解決を支援するために、市民相談や各種専門相談を実施します。
- ・ 行政情報の公開請求を制度として保障します。
- ・ 広報誌などを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業<情報公開課>
- ・ 情報公開事業<情報公開課>
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施<各課>

1-② 【情報化を活かしたまちづくり】

3カ年における施策の方向や目標

進展する高度情報化社会に対応するため、市民生活や地域活動を支える様々な情報の電子化を進めます。地域社会においても、ブロードバンドを活用した積極的な情報提供を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 様々な行政情報を位置情報として整備管理し、職員や市民にインターネット上で視覚的に提供します。
- ・ インターネットなどを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。
- ・ 税や国民健康保険料等のコンビニ収納システムの導入を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 税や国民健康保険料等のコンビニ収納システム導入<納税課・保険年金課>
- ・ 電子入札の検討<契約検査課>
- ・ 統合型GIS整備事業<政策推進課>
- ・ 広報事業ウェブサイトやウェブラジオの内容の充実<情報公開課>

2-① 【行財政改革の推進】

3カ年における施策の方向や目標

地方分権の推進が進む一方で、財源総量の減少が見込まれ厳しい財政運営が続く中、多様化する市民ニーズに応え、市民本位のまちづくりを進めるために、「集中改革プラン」の着実な実行を図り、税金や料金の適正な徴収や、限られた財源の効率的な活用を進め、健全財政を堅持しながら市民満足度の高い透明性のある行政サービスの提供をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 広域連携や民間活力の導入も含め各種業務の効率化を図ります。
- ・ 入札制度改革や公会計制度等の検討を行います。
- ・ 各種既存システムの更新を図ります。
- ・ 受益者負担の適正化を図るため、公共料金の見直しを行いません。
- ・ 課税事務において賦課体制と課税説明の充実を図るとともに、徴収体制の充実を図ります。
- ・ 窓口業務の充実について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 課税・徴収事務（固定資産税・都市計画税・市府民税）＜課税課・納税課＞
- ・ 徴収業務のコールセンター事務検討＜納税課・保険年金課＞
- ・ 火葬料金の見直し検討＜衛生課＞
- ・ 一部事務組合の統合＜衛生課＞
- ・ 手数料の見直し＜市民窓口課・課税課＞
- ・ 補助金の見直し
- ・ 職員定数の計画的削減と手当等の見直し＜政策推進課・人事課＞
- ・ 学校園管理業務の民間委託などの検討＜教育総務課＞
- ・ 総合評価入札制度の試行＜契約検査課＞
- ・ 次期行財政改革プランの策定＜政策推進課＞

2-② 【新しい時代を担う人材の育成】

3 ヶ年における施策の方向や目標

地方分権時代の進展により、それぞれの地域の特性を生かした特色あるまちづくりの実現が求められており、地方自治の主体となる市民との連携やNPOなどとの協働も視野に入れた施策を企画立案していくことができる人材の育成をめざします。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、各種研修を行います。

施主な事業と担当所管

- ・ 職員研修事業<人事課>
- ・ 昇任資格試験制度等の実施<人事課>
- ・ 職種変更試験制度の実施<人事課>
- ・ 職員の自発的な各種行政研究会を支援<人事課>

2-③ 【適正な財産管理】

3 ヶ年における施策の方向や目標

幼稚園・小学校・中学校などの多くの施設で、老朽化が進んでいるため、安全確保及び教育方針の変化に対応する施設をめざした維持管理を行います。また計画的に耐震化を推進します。さらに庁舎を含む公共施設の維持管理を計画的に行い、既存施設の効率的な利用を図ります。

3 ヶ年で実施する施策の概要

- ・ 教育施設をはじめ公共施設の耐震化を図ります。
- ・ 北館庁舎について、耐震診断結果に基づき耐震化構想を具体化し、またそれ以外の修繕箇所を洗い出し、緊急性の高いところから順次着手します。
- ・ 各教育施設について、老朽化した設備や施設の整備、デジタルテレビ受信機の設置、トイレのバリアフリー化等を実施します。
- ・ 金剛連絡所を建替えます。
- ・ 官民境界先行型の地籍調査事業を推進します。
- ・ 西山墓地（内旧区部分）の区画面積測量を実施します。
- ・ 富田林斎場の老朽化した設備の整備を計画的に実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 庁舎改修事業の検討（耐震化）＜総務課＞
- ・ 庁舎修繕＜総務課＞
- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設耐震及び補強事業＜教育総務課＞
- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設改修事業＜教育総務課＞
- ・ 小学校・中学校大規模改造事業＜教育総務課＞
- ・ 小学校・中学校備品整備事業＜教育総務課＞
- ・ 学校給食施設整備事業（施設備品の整備）＜学校給食課＞
- ・ 公民館施設管理事業＜公民館＞
- ・ 図書館施設管理事業＜図書館＞
- ・ 地籍調査事業＜道路交通課＞
- ・ 金剛連絡所等再整備事業＜金剛連絡所＞
- ・ 墓地管理事業＜衛生課＞
- ・ 富田林斎場運営事業＜衛生課＞

基本計画 第2章 第3節

1-① 【子育て支援の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

女性の社会進出や小家族化の進行など子育てを取り巻く環境に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・ 次世代育成支援行動計画の後期計画を策定します。
- ・ 学童クラブの長期休業中の開設時間の延長などサービスの充実を図ります。
- ・ つどいの広場の常設ひろばの箇所数を増設します。
- ・ 安心して子育てができるように、地域にある子育て支援の拠点を展開します。
- ・ 児童虐待等の要保護児童の問題などについて、各種関係機関と連携してサポートを行います。
- ・ 多様な子育てニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。
- ・ 保育所への民間活力の導入について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 学童クラブ事業<子育て支援課>
- ・ つどいの広場事業<子育て支援課>
- ・ 要保護児童対策地域協議会事業<子育て支援課>
- ・ 幼児健全発達支援事業<子育て支援課>
- ・ 子育てサークル支援事業<子育て支援課>
- ・ 育児支援家庭訪問事業<子育て支援課>
- ・ ファミリー・サポート・センター運営事業<子育て支援課>
- ・ ひとり親家庭自立支援対策事業<子育て支援課>
- ・ 公立保育所運営<保育課>
- ・ 民間保育所運営補助<保育課>
- ・ 公立保育所の民間活力導入のための検討<保育課>
- ・ 子育て支援事業<保育課>
- ・ 一時保育事業<保育課>
- ・ 地域子育て支援センター事業<保育課>
- ・ 乳幼児医療補助事業<福祉医療課>

1-② 【学校教育の充実】

3カ年における施策の方向や目標

急激な社会の変化に対応し、今後の社会を拓いていく子どもたちをたくましく健やかに育みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 高度情報化社会や国際化社会への対応や、子どもの安全管理や生徒指導上の諸課題に取り組みます。
- ・ 子どもたちの健全な育成を図るための学習環境の整備や、指導方法の工夫改善を行います。
- ・ 少人数学級を推進するとともに、規範意識や道徳心を育む学習環境に努めます。

主な事業と担当所管

- ・ 中学校給食事業<学校給食課>
- ・ きめ細かな指導推進事業<教育指導室>
- ・ 英語教育推進事業<教育指導室>
- ・ 学校図書館教員補助員配置事業<教育指導室>
- ・ 学校安全総合支援事業<教育指導室>
- ・ 生徒指導事業（不登校生へのサポートなど）<教育指導室>
- ・ 共生ネット支援事業<教育指導室>
- ・ 小・中学校肢体不自由児等就学事業<教育指導室>

1-③ 【学校・家庭・地域の連携】

3カ年における施策の方向や目標

学校教育を充実させるには、地域の協力が不可欠であり、学校を核とした地域の教育コミュニティづくりを進め、学校・家庭・地域が連携して子どもの育成を担っていきます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 各小学校区において、学校とPTA、町会や自治会などの団体が連携して子どもの登下校の安全を見守る活動を行います。
- ・ 各中学校区に設置されている地域教育協議会への運営補助を行います。
- ・ 放課後や週末等に、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の活性化を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 地域教育協議会への運営補助（教育コミュニティ推進事業）<教育指導室>
- ・ 子どもイベント情報紙の発行（地域教育力活性化事業）<社会教育課>
- ・ 放課後子ども教室推進事業<社会教育課>
- ・ 教育相談員の配置<教育指導室>

1-④ 【青少年の育成】

3カ年における施策の方向や目標

青少年の自主的な活動を支援し、健全育成を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 青少年を対象とした講座や教室などを開催します。
- ・ ボランティア活動などを通して、青少年リーダーを養成することで、青少年の自主的な活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 親子ふれあい事業<児童館>
- ・ 自主活動支援事業<児童館>
- ・ 青少年対策事務<社会教育課>

2-① 【生涯学習の推進】

3カ年における施策の方向や目標

市民と行政が連携し、市民の学習ニーズに対応した活動を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 各公民館において、それぞれの特色を持たせた主催事業を実施します。
- ・ 「公民館まつり」など、公民館クラブとの共催事業を実施します。
- ・ 子どもや保護者への読書啓発や市民への学習支援、生活上の問題解決のための情報の提供や紹介（レファレンスサービス）を実施するための体制づくりを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 公民館主催事業<公民館>
- ・ 公民館クラブ連絡協議会の運営事業<公民館>
- ・ ブックスタート事業<図書館>
- ・ 図書館資料整備事業<図書館>
- ・ 公民館・図書館の運営<公民館・図書館>

2-② 【市民文化の推進】

3カ年における施策の方向や目標

文化活動についての情報や場を提供し、市民と協働しながら市民文化の振興を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 文化振興基金の運用益により、市民による文化活動を支援します。
- ・ 富田林市文化団体協議会・文化振興事業団との協働で、12分野にわたる市民文化祭を開催します。

主な事業と担当所管

- ・ 文化振興基金運用事業<社会教育課>
- ・ 市民文化祭事業<社会教育課>

2-③ 【スポーツの推進】

3カ年における施策の方向や目標

既存施設を有効に活用し、スポーツや健康づくりを気軽に親しめる環境づくりや、地域のコミュニティ意識の向上につながる施策を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ スポーツの振興を図るため、小学校の運動場開放を推進します。
- ・ 河川敷グラウンドにおいて、川西グラウンドゴルフ場や若松東グラウンドなど、各種体育施設の整備を行います。
- ・ 総合体育館の屋根防水等改修工事を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 学校開放施設整備事業<スポーツ振興課>
- ・ 屋外体育施設整備事業<スポーツ振興課>
- ・ スポーツフェスティバル<スポーツ振興課>

基本計画 第2章 第4節

1-① 【地域医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

医療機関の機能分担と連携を図り、地域の中核病院として富田林病院を中心とする包括的な医療体制を整備します。

3ヵ年で実施する施策の概要

・南河内圏域の9市町村が連携し、障がい児（者）の歯科診療事業を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・障がい児（者）歯科診療体制整備事業<健康づくり推進課>
- ・富田林病院運営事業<健康づくり推進課>

1-② 【救急医療の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

近隣市町村との連携を図りながら、救急医療体制を充実します。また、救命処置や応急手当についての知識の普及を進め、市民の意識啓発を図ります。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・近隣市町村と連携し、休日や年末年始における初期救急医療や、小児救急医療の提供を行います。
- ・AED（自動体外式除細動器）の増設検討と、使用方法を含めた救急手当の講習会を行います。
- ・救急救命士資格を取得するため職員を派遣し、救急業務の高度化に対応します。
- ・準夜初期救急医療事業を拡充します。

主な事業と担当所管

- ・休日診療所事業<健康づくり推進課>
- ・小児救急医療事業<健康づくり推進課>
- ・応急手当普及啓発<警備救急課>
- ・救急隊員養成<警備救急課>
- ・救急救命士の教育<警備救急課>

2-① 【保健予防の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域の医療機関と連携しながら、がん検診や、メタボリックシンドローム対策等を一層充実します。さらに母子保健においては、妊産婦や乳幼児の健康維持・増進に加え、少子化対策や虐待対策などを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民検診は、集団検診に個別検診も追加することで、受診率の向上を図ります。
- ・ 生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に保健師や助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行います。
- ・ 妊婦健診の公費負担を拡充します。
- ・ 健康管理システムにより、未受診者の把握や受診勧奨、健康相談などを行うとともに、健康ヘルスアップ事業を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民検診事業（がん予防対策の拡充）＜健康づくり推進課＞
- ・ こんにちは赤ちゃん事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 母子保健事業（妊婦健診の拡充）＜健康づくり推進課＞
- ・ マタニティキーホルダーの給付＜健康づくり推進課＞

2-② 【健康づくりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

こころの健康づくりや食育なども含めた幅広い支援を充実させることで、健康でいきいきと暮らせる健康寿命の延伸を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 生活習慣病の予防や、健康増進等の健康に関する知識の普及を図るため、引き続き講座や相談を実施します。
- ・ 食と健康に関する知識の普及をめざし、食育推進計画の策定を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 健康指導事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 食育推進計画策定事業＜健康づくり推進課＞

3-① 【地域福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

地域でのふれあい・支えあいの場づくりや、地域福祉の担い手の確保を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 民生児童委員との連携を深めるとともに、地区福祉委員会などの関係機関の協力を得ながら、世代間交流、障がい者（児）との交流、外国人市民との交流を推進します。
- ・ ボランティアの育成や組織化への支援、支援をしたい人と受けたい人をつなぐ体制づくりなどを、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 既存施設を有効に活用した、地域の交流・活動拠点の設置に向けた研究を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 地域の課題を検討するためのネットワーク体制づくりの検討<地域福祉課>
- ・ 地域課題検討会議の検討<地域福祉課>
- ・ 地域交流・活動拠点（地域プラットフォームづくり）の設置に向けた研究<地域福祉課>
- ・ コミュニティソーシャルワーカーの配置事業<地域福祉課>

3-② 【高齢者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

高齢化の進行などにより、介護ニーズが増大する中、自立支援やサービスの質を向上しつつ、効果的で効率的な介護サービスの提供を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 介護保険事業者の資質向上や情報の共有化を図るための連絡協議会を支援します。
- ・ 地域の実情に合わせた介護サービス基盤の面的整備のため、計画を策定し、それに基づいた環境整備を進めます。
- ・ 介護保険事業者への指導強化や保険給付費の点検を行い、給付全体の適正化をめざします。
- ・ 街かどデイハウスでの高齢者相談や見守り支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 介護保険事業者連絡協議会支援事業<高齢介護課>
- ・ 介護サービス基盤の整備促進事業<高齢介護課>
- ・ 介護給付適正化事業<高齢介護課>

3-③ 【障がい者福祉の充実】

3カ年における施策の方向や目標

障がい者の日常生活を支えていく上で、より身近な場所でサービスを提供できる施策の展開と、地域で共に生活する人たちの理解や協力を得られるよう啓発活動を促進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 事業者、雇用、教育、医療等の関係機関で構成する地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の機能を充実させると共に、関係機関のネットワーク作りやケア計画の作成などを実施します。
- ・ ガイドヘルパーの派遣を促進することによって、障がい者の外出支援を行います
- ・ 作業所などに公共交通機関を利用して通所し、授産活動をしている人を対象に、通所交通費（本人負担額のうち）の半額を補助します。また、施設の行う送迎サービスの利用者負担を軽減する施策を実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 相談支援機能強化事業<障がい福祉課>
- ・ 地域生活支援事業（地域活動支援センター・相談支援事業・移動支援事業）
<障がい福祉課>
- ・ 障がい者福祉事務（交通費の補助）<障がい福祉課>
- ・ 通所サービス等利用促進事業<障がい福祉課>

4-① 【生活自立支援の充実】

3カ年における施策の方向や目標

関係機関との連携により、生活困窮世帯等の自立に向けた支援体制を整えます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 就職困難者の雇用実態や就労の意向、抱えている問題点の把握調査を実施します。
- ・ 地域住民と連携し、地域での自立生活を支える環境づくりを進めます。
- ・ 就労支援コーディネーターと連携し、一人ひとりの実態に応じた支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 就職困難者の抱える問題等の把握調査<地域福祉課>
- ・ 関係機関のネットワーク化による自立支援体制づくり<地域福祉課>
- ・ 生活自立に向けた就労支援体制づくり<地域福祉課>

4-② 【保険年金の充実】

3カ年における施策の方向や目標

市民の健康を増進し、また、医療費の抑制につなげるために、持続可能な保険制度の運営と、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視した健診及び保健指導の充実を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 40～75歳の全ての国民健康保険被保険者に特定健診の受診券を送付し、健診受診率を高めます。
- ・ 平成19年度から3年間を期限として、国民健康保険の口座振替納付を推進するための奨励金を交付します。

主な事業と担当所管

- ・ 保健事業<保険年金課>
- ・ 口座振替納付奨励金事務<保険年金課>

基本計画 第2章 第5節

1-① 【市民地球環境運動の推進】

3カ年における施策の方向や目標

地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー化を進める。また、活動している市民や企業との連携を進めていきます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 環境家計簿の配布などを通して、温室効果ガス削減に対する啓発活動を行います。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。また環境省が進めるEA21の取得についても取り組みます。
- ・ 環境対策公用車の購入、電気自転車の購入をおこないます。

主な事業と担当所管

- ・ 産業活性化事業（ISO14001取得への補助）＜商工観光課＞
- ・ EA21の取得、環境家計簿の普及＜みどり環境課＞
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置補助＜みどり環境課＞
- ・ 公用車の管理事務＜総務課＞

1-② 【環境美化の推進】

3カ年における施策の方向や目標

美しく清潔なまちづくりを進めるため、地域における清掃や美化活動の推進を図ります。さらに個人のモラルに委ねるだけでなく、モラルを担保する仕組みも必要であると考え、環境美化条例の制定をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 環境美化条例について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 環境美化条例の検討について＜みどり環境課＞

1-③ 【ごみの減量とリサイクルの推進】

3カ年における施策の方向や目標

ごみの減量への方策やリサイクルを推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 粗大ごみの有料化制度導入について、南河内清掃施設組合の構成市町村と協議しながら検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 粗大ごみ有料化の検討<衛生課>

1-④ 【汚水処理の推進】

3カ年における施策の方向や目標

生活排水処理100%の早期実現をめざして、下水道や市設置型浄化槽の整備を進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市街化区域の下水道整備を推進します。
- ・ 東条地区及び彼方地区の一部区域においてPFI手法により市設置型浄化槽整備事業を実施します。
- ・ 市街化調整区域の生活排水対策を進めるための基本計画を見直します。

主な事業と担当所管

- ・ 流域関連公共下水道整備事業<下水道整備課>
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業<下水道管理課>

2-① 【水辺の環境整備】

3カ年における施策の方向や目標

本市の中心を流れ、市民の憩いの場である石川の水辺などを美しく保つために、行政・市民・地域が一体となって水辺の環境美化に取り組みます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 石川大清掃を通して、多くの市民や地域に石川の水辺の美化を呼びかけます。

主な事業と担当所管

- ・ 石川大清掃の実施<みどり環境課>

2-② 【みどりの推進】

3カ年における施策の方向や目標

自然の生態系を重視し、持続可能な自然環境の保全に重点を置いたまちづくりを進めます。

良好な景観の形成、防災機能の向上、市民の憩いの場の確保など、多様な観点からみどりを維持します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 都市公園や児童遊園の適切な維持管理や年次的な遊具の取替えなどを推進します。
- ・ 市民による緑化活動や公園等愛護会の活動を支援します。
- ・ 街路樹の適切な維持管理を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 児童遊園新設事業<みどり環境課>
- ・ 公園整備・管理事業<みどり環境課>
- ・ 記念植樹事業（「記念の森」の維持管理）<みどり環境課>
- ・ 街路樹管理事業<道路交通課>

2-③ 【自然、歴史環境の保全と活用】

3カ年における施策の方向や目標

市民による自然保護活動を支援し、富田林寺内町を中心とした本市の歴史遺産を対外的にアピールするとともに、これらを次世代に継承するための保全だけではなく、積極的な整備を図ることでまちの資源として活用します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 富田林の自然を守る市民活動を支援します。
- ・ 文化財保護規則の条例化をめざすとともに、埋蔵文化財保護のための緊急発掘調査の実施や歴史資料の保存活用を図ります。
- ・ 寺内町地区のまち並み景観の整備を行います。
- ・ 龍泉寺庭園の環境回復に向けて、整備計画の策定や整備を行います。
- ・ (仮称) 御坊町広場の整備を行います。
- ・ 寄贈古民家の整備・活用を行います。
- ・ 城之門筋の美装化を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 富田林の自然を守る市民運動事業<みどり環境課>
- ・ 埋蔵文化財調査事業<文化財課>
- ・ 歴史資料保存活用事業（埋蔵文化財センターの運営管理や古文書・民俗資料の調査整理）<文化財課>
- ・ 寺内町整備事業・街なみ環境整備事業<文化財課>
- ・ 名勝龍泉寺庭園修復整備事業<文化財課>
- ・ 歴史文化的まちなみ再生事業<富田林駅南地区整備課>

2-④ 【安全でおいしい水の供給】

3カ年における施策の方向や目標

南海・東南海地震が起こることが想定されるなか、災害対策の観点から老朽管の更新、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 地震時に病院や避難所へ水道水を確保する「耐震化ルート」の設定を行います。
- ・ 老朽管や水道施設の更新・耐震化を推進します。
- ・ 渇水対策として給水不安定が予想される配水池への送水ルート複数化を図ります。
- ・ 近隣市町村との間で直接水道管を結び、緊急時の相互配水をめざします。

主な事業と担当所管

- ・ 水道基幹管路耐震化事業<水道工務課>
- ・ 水道施設更新・耐震化事業<水道工務課>
- ・ 老朽管更新事業<水道工務課>
- ・ 水源複数化事業・緊急連絡管事業<水道工務課>

基本計画 第2章 第6節

1-① 【防犯対策の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

自治会・学校・警察などの各種関係機関と協力し、地域社会における防犯活動の積極的な推進や市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪が発生しにくいまちをめざします。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・住民による青色パトロール組織の設立を支援し、青色防犯パトロール車の運行に対して補助を行うとともに、引き続き職員による青色防犯パトロールを実施します。
- ・防犯教室の開催や各種防犯啓発活動を支援します。
- ・防犯意識を高めるまちづくりの研究を行います。

主な事業と担当所管

- ・防犯対策事業<危機管理課>

1-② 【防災対策の充実】

3ヵ年における施策の方向や目標

建物の耐震化や防災意識の高揚などを図り、市民や各種団体の参加と協力を得ながら、災害が発生しにくい、また災害時に強いまちづくりを進めます。

3ヵ年で実施する施策の概要

- ・耐震性貯水槽を計画的に整備し、火災や大災害に備えます。
- ・防災訓練を実施するとともに、備蓄食料・資機材を計画的に購入し、整備します。
- ・MCA同報系防災無線の屋外拡声支局を年次的に整備します。
- ・老朽溜池・河川・水路の改修を実施します。

主な事業と担当所管

- ・防災対策施設整備事業（防災無線などの整備）<危機管理課>
- ・既存民間建築物耐震化推進事業<住宅政策課>
- ・耐震性貯水槽整備事業<消防総務課>
- ・自主防災組織設置育成事業<警備救急課>
- ・消防団拠点施設整備事業<消防総務課>
- ・河川管理事業（河川補修工事）<水路耕地課>
- ・浸水対策事業（水路改良等工事）<水路耕地課>
- ・高規格救急自動車整備事業<消防署>
- ・救助資機材整備事業<消防署>

1-③ 【あらゆる危機への対応】

3カ年における施策の方向や目標

鳥インフルエンザ、個人情報漏洩など、想定されるさまざまな危機事象にも早急に対処できる体制を整え、安全で継続可能なまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 様々な危機に対応できるように、市役所内の組織体制を整え、関係機関との連携を強化します。
- ・ 新型インフルエンザへの対応を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ リスクマネジメントについての研究<危機管理課>
- ・ 新型インフルエンザへの対応<健康づくり推進課・消防総務課>

2-① 【交通網の充実】

3カ年における施策の方向や目標

整備中の幹線道路の早期完成をめざすとともに、鉄道・バス等の公共交通のあり方を検討し、誰もが快適に移動できる交通網の実現をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 東条3公園利用者の交通手段確保のため、引き続きバス路線の運行を継続します。
- ・ レインボーバスの運行について、更なる利便性の向上を目指します。
- ・ 交通施策検討委員会にて、まちづくりの視点からの交通施策を検討します。
- ・ 広域交通を担う幹線道路等の整備を行います。
- ・ 竜泉1号線の全線開通をめざします。

主な事業と担当所管

- ・ 東条3公園路線バス対策事業<道路交通課>
- ・ レインボーバス運行事業<道路交通課>
- ・ 交通施策検討委員会の開催<道路交通課>
- ・ 甲田桜井線新設事業<道路交通課>
- ・ 竜泉1号線拡幅工事<道路交通課>
- ・ 美原太子線の延伸<道路交通課>

2-② 【交通環境の整備】

3カ年における施策の方向や目標

誰もが気軽に安心して外出し、移動できる交通環境を整備するとともに、防犯や防災を考慮したまちづくりをめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 道路や駅のバリアフリー化を推進します。
- ・ 行き止まり道路・狭隘道路・通学路など生活道路の整備を進めます。
- ・ 道路の陥没や交通安全施設の異常などを早期に発見するため、道路点検パトロールを実施します。
- ・ 喜志駅駅舎のバリアフリー化整備を検討します。
- ・ 市民による自主的な交通環境の美化活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 交通等バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業（市道段差改修等）
＜道路交通課＞
- ・ 交通等バリアフリー推進事業（駅舎のバリアフリー化等）＜まちづくり推進課＞
- ・ 道路維持補修事業＜道路交通課＞
- ・ 生活道路整備事業＜道路交通課＞
- ・ 通学路整備事業＜道路交通課＞
- ・ 道路点検パトロール事業＜道路交通課＞
- ・ 市道アドプトロード事業＜道路交通課＞

2-③ 【交通安全の推進】

3カ年における施策の方向や目標

交通環境の整備を行い、啓発活動などを通じて市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故が未然に防止され、安全、安心で快適に生活できるまちづくりを進めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 交通安全施設の整備・更新を行い、道路の安全性を高めます。
- ・ 交通安全協会や市民団体等と連携し、めいわく駐車パトロールや交通安全講習会などの各種交通安全事業を実施します。
- ・ 各駅前における自転車放置禁止啓発活動、撤去、保管等の放置自転車対策業務を行います。
- ・ 駅前における自転車駐車場の利用・促進を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 交通安全施設整備事業＜道路交通課＞
- ・ 放置自転車等防止対策＜道路交通課＞
- ・ 自転車駐車場管理事業＜道路交通課＞

3-① 【計画的な土地利用の促進】

3カ年における施策の方向や目標

都市計画マスタープランに基づく都市計画を推進し、計画的な土地利用を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、都市計画を推進していきます。
- ・ 若松地区における他の施設との一体整備を視野に入れた計画作りを行います。

主な事業と担当所管

- ・ 都市計画<まちづくり推進課>
- ・ 市営住宅ストック総合計画、若松団地周辺の公共施設再整備計画<住宅政策課>

3-② 【富田林らしい景観の整備】

3カ年における施策の方向や目標

富田林らしい景観を確立し、日々暮らしやすいと感じる環境を守り、育てるために、景観計画を策定します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 市民の参加を得ながら、景観計画について検討します。

主な事業と担当所管

- ・ 景観計画の検討について<まちづくり推進課>

3-③ 【住まいの充実】

3カ年における施策の方向や目標

市内の住宅について適正な指導を行い、暮らしやすい住宅供給を図るとともに、既存の市営住宅の建替えや改修を進めます。また住居表示の実施等により市民生活の利便性の向上を図ります。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 老朽化した市営住宅の建替えや耐震性の確保などにより、質の高い住宅の供給を図ります。
- ・ 一般住宅に対して適切な確認・指導を行います。
- ・ 伏山地区などの住居表示を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 住宅管理事業（住宅施設修繕等）＜住宅政策課＞
- ・ 市営住宅整備事業（老朽化した外壁の安全性確保等）＜住宅政策課＞
- ・ 中層市営住宅再整備事業（若松団地建替え等事業）＜住宅政策課＞
- ・ 住居表示整備事業＜まちづくり推進課＞

3-④ 【駅前等の賑わい再生】

3カ年における施策の方向や目標

富田林駅南地区の基盤整備を進めるとともに、市民との協働で駅前等の賑わい再生をめざします。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 富田林駅南広場を整備します。
- ・ アクセス道路の整備を行い、照明灯や情報板の設置などを行います。
- ・ 市道本町11号線の一方通行化に取り組みます。
- ・ 市民協働プログラムに基づくまちづくり協議会を支援します。
- ・ 商店会等と連携し、まちなみガイドラインの検討及び駅前景観照明の整備をおこないます。

主な事業と担当所管

- ・ 富田林駅前整備事業＜富田林駅南地区整備課＞
- ・ 歴史的文化的まちなみ再生事業＜富田林駅南地区整備課＞

基本計画 第2章 第7節

1-① 【農業の生産価値の向上】

3カ年における施策の方向や目標

農業施設の整備や農作物被害の防止により生産性の向上をめざします。また、遊休農地の解消や後継者の育成に取り組み、農業の継続性の維持に努めます。さらに、生産物の流通を促進するための給食利用を含む地産地消や地元農産物のブランド化を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 農業経営の安定化を図るため、各種農業団体への支援を行います。
- ・ イノシシ・アライグマ等の駆除及び捕獲、防護柵の設置補助等を行います。
- ・ 農産物直売所を活用し、地産地消の活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 農業土木市単独事業（農業生産の基盤及び環境整備）＜水路耕地課＞
- ・ 鳥獣野菜被害補助対策事業＜農業振興課＞
- ・ 地産地消推進事業＜農業振興課＞
- ・ 鳥獣被害補助事業＜みどり環境課＞

1-② 【農を生かした多面的な交流の推進】

3カ年における施策の方向や目標

農業の重要性や、富田林の農作物のことなどを広く市民に知ってもらうため、農業祭の開催、サバーファームや市民農園での農業体験や農業教室などの利用を通じた農との交流を進めます。また、学校教育における農業の体験学習や食農教育を支援します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 遊休農地を積極的に活用し、農地の貸借や市民農園等の開設を促進します。
- ・ 都市住民と農の交流の場や、地域活性化の中核施設としてサバーファームを活用します。

主な事業と担当所管

- ・ 大阪をたがやそう富田林事業＜農業振興課＞
- ・ 農業公園管理運営事業＜農業振興課＞

2-① 【商工業経営の活性化】

3カ年における施策の方向や目標

地域のにぎわいやイメージアップをめざし、商工団体との連携により、商店街や工業団地などの活性化を推進します。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ イベント等の積極的な実施、空き店舗を利用することにより地域住民の交流促進を図ります。
- ・ 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。
- ・ 市融資制度保証料の市負担分を補給し、小規模事業者への金融支援をおこないます。
- ・ 地域資源を活かしたブランド開発に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 商業活性化総合支援事業（空き店舗対策・イベント実施）＜商工観光課＞
- ・ 産業活性化事業（ISO14001認証取得補助）＜商工観光課＞

2-② 【買い物しやすい環境形成】

3カ年における施策の方向や目標

安心した消費生活を支援するため、消費者相談への対応などを行います。また地域での買い物を促すために、商工団体などと連携した取り組みを行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 消費者生活専門相談員による消費者相談を実施します。
- ・ 商店街のにぎわい創出や環境整備などの支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 消費者保護対策事業＜商工観光課＞
- ・ 商業活性化総合支援事業＜商工観光課＞
- ・ 商業共同施設整備事業＜商工観光課＞

2-③ 【雇用機会の拡充】

3カ年における施策の方向や目標

厳しい雇用情勢への対応を図るため、国や大阪府との連携を図り、様々な情報の提供をおこないます。

職業能力の開発を図るとともに就労相談や求人情報の提供を進めます。雇用機会の拡充や、勤労者の福利厚生などの支援を行います。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 国の緊急雇用対策事業（21年度～23年度）に取り組みます。
- ・ 職業能力の開発、就労相談、大阪府などが実施する求人・求職情報フェアやジョブカフェ事業などを通じて雇用機会の提供を行います。
- ・ 団塊の世代や若年層の雇用機会の提供を行います。
- ・ 勤労者共済会を通して、事業所に勤務にする従業員の福祉の増進を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 就労支援事業＜商工観光課＞
- ・ 勤労者共済会補助事業＜商工観光課＞
- ・ 緊急雇用対策事業＜商工観光課＞

3-① 【地域資源を活かした交流の促進】

3カ年における施策の方向や目標

富田林の魅力の開発・再生や地域ブランドの開発などの研究を進めます。寺内町をはじめ観光・文化財・産業などの特色ある資源の情報発信や交流に努めます。

3カ年で実施する施策の概要

- ・ 名所・旧跡地や各種イベント等の紹介・PRや各種イベントの実施によりイメージアップや観光客の誘致を図ります。
- ・ 市民ふれあいまつり・農業祭・商工祭では、各種団体との更なる連携を図り、市民の交流を促進します。
- ・ 大谷大学との連携協力に関する基本協定書に基づき各種連携を進めます。
- ・ 地域通貨や地域コミュニティとの連携について研究を行います。
- ・ 大阪ミュージアム構想に取り組み、本市の魅力をもPRします。

主な事業と担当所管

- ・ 観光振興事業＜商工観光課＞
- ・ 河内文化のさと観光事業（市民ふれあいまつり）＜商工観光課＞
- ・ 歴史文化的まちなみ再生事業＜富田林駅南地区整備課＞